

社会技術研究開発事業  
研究開発プログラム「犯罪からの子どもの安全」  
平成21年度採択 実行可能性調査  
終了報告書

実行可能性調査名  
「保健室ネットワークによる子どもの危険への対処」

調査期間 平成21年10月～平成22年3月

研究代表者氏名 宮尾 克

所属、役職 名古屋大学大学院情報科学研究科・教授

## 1. 実行可能性調査

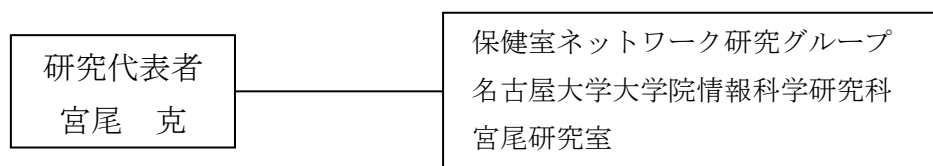
- (1)研究代表者名 : 宮尾 克  
(2)実行可能性調査名 : 保健室ネットワークによる子どもの危険への対処  
(3)実行可能性調査期間 : 平成21年10月～平成22年3月

## 2. 実行可能性調査構想

保健室は子どもの心身の健康やその周辺情報が多く人手できる場であり、その特性を活用して、子どもを被害者とする犯罪に関わるトラブル事例や各種の危険信号を収集し、犯罪被害の防止に役立てることが本格研究プロジェクトのねらいである。そこで、実行可能性調査のねらいは、養護教諭による保健室ネットワークを作る外的条件が十分であるかを検討するものである。本調査のねらいの第一は、「保健室からの情報・データの交換・公開が許可されるのか」を見極めるところにある。養護教諭がどこまでの権限を持ちうるのか、文部科学省や教育委員会、協力いただく学校長などの本提案に対する正式な見解がどのようなものか、保健室ではこれまでの経験からどの程度の事例が集められうるのか、また養護教諭はどういったことに困っているのか等を検討する。また、第二に、個人情報保護の観点を十分に検討することである。第三に、プロジェクトとして採択された場合に実施する研究開発計画を立案することである。

## 3. 実行可能性調査実施体制

### (1)体制



保健室ネットワークによる子どもの危険への  
対処を担当

## (2)メンバー表

### ①保健室ネットワーク研究グループ

(保健室ネットワークによる子どもの危険への対処)

氏名	所属	役職	研究項目
宮尾 克	名古屋大学大学院 情報科学研究科	教授	実行可能性の検証および本格研究 計画の立案
三木 とみ子	女子栄養大学 栄養学部	教授	保健室の情報・データの取り扱い の研究
長谷川 聡	名古屋文理大学 情報文化学部	教授	保健室情報ネットワークのあり 方、及び研究者の役割調整
村松 常司	愛知教育大学	理事・副学長	学校行政の研究
後藤 ひとみ	愛知教育大学 教育学部	教授	養護教諭の情報・データの交換・ 公開の研究
福田 博美	愛知教育大学 教育学部	准教授	養護教諭の情報・データの交換・ 公開の研究
桑崎 剛	熊本県南小国町立 南小国中学校	教頭	学校行政における保健室情報の取 り扱いと個人情報管理
大森 正子	神戸女子大学 家政学部	専任講師	女子大学における保健室の権限・ 研究のあり方
渡邊 智之	愛知学院大学 心身科学部	専任講師	学校のトラブル事例の公表のあり 方
高田 宗樹	岐阜医療科学大学 保健科学部	准教授	諸外国の実情の文献調査
長谷川 旭	名古屋文理大学 図書情報センター	主任（事務）	文献調査全般（図書館）及び報告 書まとめ
藤掛 和広	財)労働科学研究所	研究員	調査における個人情報の扱いの実 情
松沼 正平	財)名古屋産業科学 研究所	研究員	携帯電話業者における学校の事例 の公表のあり方の研究
松浦 康之	名古屋市立大学 大学院医学研究科	研究員	学校行政・関係者への聞き取り調 査

## 4. 実施内容及び成果

### 実施内容及び成果の概要

<u>調査項目</u>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 実行可能性の法的検討</li><li>2. 養護教諭へのアンケート</li><li>3. 学校現場の実情</li><li>4. 養護教諭と保健室の役割分析</li><li>5. 国内外での面接調査</li><li>6. 文献調査</li></ol>
<u>調査結果</u>	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 保健室は子どもの危険の予兆がキャッチできる場であり、養護教諭の意見交換、交流、専門家のコンサルティング、早期発見・対処マニュアルの普及、犯罪被害の類型データベースなどが完備した保健室ネットワークの存在が期待されるものであることが明らかになった。</li><li>2. 個人情報保護については、養護教諭が安心して保健室ネットワークを利用できるようなシステム、制度、マニュアルの整備が必要なことが明らかとなった。</li></ol>
<u>結論</u>	子どもの危険を保健室でキャッチして早期対処につなげるための保健室ネットワークの構築が期待されている。個人情報保護をシステムの、人的に保障し、またマニュアルやサポートを完備して徹底するならば、保健室ネットワークの構築は可能であり、外的条件は十分であるといえる。
<u>研究開発計画立案</u>	子どもの危険への対処をサポートする保健室ネットワークを社会実装につなげるための本格プロジェクトについて検討し、研究開発計画を立案した。

### (1) 実行可能性調査のねらい

保健室は子どもの心身の健康やその周辺情報が多く人手できる場であり、その特性を活用して、子どもを被害者とする犯罪に関わるトラブル事例や各種の危険信号を収集し、犯罪被害の防止に役立てることが本格研究プロジェクトのねらいである。実行可能性調査のねらいは、養護教諭による保健室ネットワークを作る外的条件について検討することである。保健室の情報を交換したり、公開すること、すなわち、養護教諭による児童生徒に関する情報収集やその事例等を情報ネットワークに載せることについて、学校行政における位置づけと個人情報保護の観点から実行可能性を十分に検討することである。第二に、個人情報保護の観点を十分に検討し、個人情報保護に留意した際に、どのようなやり方であれば、どのような情報提供や取得が可能であるか、どの程度の情報が得られる見込みなのか、などを、現場の声を踏まえて具体的に提示することである。どのような人が保健室ネットワークに加わり、どのようなことができるかを提示することである。第三に、子どもの危険への対処をサポートする保健室ネットワークを社会実装につなげるための本格プロジェクトについて検討し、採択された場合の研究開発計画を立案することである。

## (2) 実施した内容・得られた結果

今回、実行可能性調査では、2.1. 情報収集・公開についての法的な実行可能性調査、2.2. 養護教諭へのアンケート調査、2.3. 学校現場の教頭先生からの報告、2.4. 保健室と養護教諭の役割の分析、2.5. 面接調査（国内、韓国、米国、国内ケータイ関連事業者）、2.6. 子どもへのネット犯罪の文献調査を行った。各々の調査内容について、以下のように結果を述べる。

### 2.1 情報収集・公開についての法的な実行可能性

保健室は子どもの心身の健康やその周辺情報が多く人手できる場であり、その特性を活用して、子どもの犯罪へのかかわりの危険信号を収集し、犯罪被害の防止に役立てることが本格研究プロジェクトのねらいである。

保健室ネットワークが扱う情報やデータベースが個人情報保護法のうえでいかなる位置づけになるのか？ 個人情報保護制度のもとで保護の対象となる「個人情報」とは、児童・生徒・保護者等の氏名のように「生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」をいう。個人情報のなかには生徒・保護者等の生年月日、住所、電話番号、電子メールのアドレス、印鑑の印影、学籍番号等のように、それ自体としては特定の個人を識別できない情報であっても、その情報とその個人の氏名等が容易に照合できるために、個人を特定して識別できる情報がある（個人情報保護法第2条第1項）。この点に着目すると、本格研究の先に、公的ネットワークで、学校から個人名を含む情報を収集する場合については別として、氏名・生年月日・学校名・居住地域・顔写真などがすべて抹消された事例の紹介は、これらが推測できない形態であれば、個人情報ではないと考えられる。

「個人情報データベース等」とは、「個人情報の集合物」（個人情報保護法第2条第2項、同法施行令第1条）であって、コンピュータにより処理されデータベースに組み込まれて検索処理ができるようにした情報、および手作業によって体系的に簿冊やファイル等に整理して綴じ込まれ、検索処理できるようにした情報をいう。したがって、個人情報を集合していないデータベースは、個人情報データベースとはいえない。

そもそも教育の分野では、きめ細かい充実したサービスを提供するには、サービスを受ける側の情報をできるだけ詳細に収集することが不可欠である。医師のカルテに相当する「まさしく個人情報」というべきものも収集されることがある。これに対して個人情報保護の先行実務として参照されるべき地方公共団体の実務においては、個人情報は原則収集禁止と考えられており、合理的な理由があるものに限って収集が認められるとする実務が

定着しつつある。このように、個人情報保護制度においては、個人情報を収集しないことには業務が展開できないという契機と、原則収集禁止という原則により個人情報を秘匿するという契機がせめぎ合うものとして存在している。個人情報保護制度はこれら2つに契機を調整し、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」（個人情報保護法第1条）ことを課題としている。

個人情報の収集の経路と根拠について検討すべきである。個人情報の収集は本人から直接収集するのが原則である。しかし、教育の現場では、本人以外から収集される個人情報が多い。これらには、「目的外使用」や「内部転用」として記録すべき収集もある。公開情報からの収集も本人以外からの収集の経路である。

**個人情報の収集の根拠**には、4つ理由がある。第一に、「本人同意」である。第二に、健康診断個人票からの転記のように学校保健安全法に基づく業務として、「法令の定めによる」ものである。第三に、個人の病歴など用いることなど、糖尿病患者の低血糖発作における緊急の糖分補給のように、個人の安全上、緊急に必要な場合がある。第四に公益上の必要による場合、とされている。

**個人情報を利用する場合、3つの原則**がある。第一に、目的外利用の原則禁止である。第二に業務委託に伴う責任である。業者に旅行、健診などを委託する場合も、個人情報の適正な取り扱いがなされているかどうかを監督する責任を有する（法第22条）。契約締結に際して約款の中にしかなるべき個人情報の安全管理のための取り扱いの手順・留意事項を盛り込んでいなければならない。第三に、**外部提供の原則禁止**である。これには以下の**例外**が設けられている。①**法令に基づく場合**：学校が、児童虐待について、福祉事務所、児童相談所に対し通告をする場合が想定できる（**児童虐待防止法第6条**）。学校が食品衛生法に基づく登録検査機関による臨検検査の対象になった場合も同様である。②**人の生命・身体または財産の保護のために緊急かつやむをえない場合**であって、本人の同意を得ることが困難な場合である。急病のときの医療機関への連絡などがあたる。③**公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために、特に必要があつて、本人の同意を得ることが困難な場合**である。不登校児童・生徒の問題行動について児童相談所との連携にかかわる情報交換、児童虐待防止のための学校・児童相談所・警察・医療機関等による連携に伴う情報交換も外部提供禁止に対する例外である。

**生活指導における学外連携が、文部科学省から推奨**されている。近年、児童・生徒の問題行動への対策が急務となる事件が多発しており、文部科学省では、学校と家庭、地域、関係機関等とがいっそう緊密に連携して、①命を大切にす教育の充実、②学校で安心して学習できる環境づくりのいっそうの推進、③情報社会のなかでの情報モラルやマナーに

ついでに指導のあり方の確立に重点を置いた施策を講ずることとし、「**児童生徒の問題行動対策重点プログラム**」（平成16年10月）を策定した。学校では、今まで以上にきめ細かな児童・生徒の生活指導が必要になると同時に、家庭や地域・児童相談所・警察等との連携・協力を強めることが求められる。

生活指導上の個人情報として、①いじめ、②不登校、③万引き・窃盗、④暴力行為、⑤被虐待、⑥家庭機能の不全（ネグレクト）、⑦薬物依存、⑧不純異性交遊、⑨過食・拒食、⑩アルコール依存、⑪リストカット、⑫自殺願望・自殺未遂、⑬怠学・退学等がある。生徒指導の上での、これらの事例に関するメモ・記録は、個人情報であり、保管・廃棄など取り扱いに注意が必要である。また、児童・生徒の問題行動が発生した場合には、これらのメモや記録をもとに報告書などを作成し、校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーなどに提出し、多くの教員でその個人情報を内部転用し、共有することもある。こうした生徒指導に関するメモ・記録・報告書等の扱いは、散逸しないよう保管に注意し、利用後には、シュレッダーなどによる廃棄処分を行う。パソコン等でメモや記録、報告書を作成する場合は、パソコン本体のハードディスクには記憶せず、外付けのメモリーなどに記憶し、それらを鍵のかかる場所に保管し、その個人情報管理責任者を選任することが求められる。

個人情報の目的外利用・外部提供については、原則禁止とされているが、その適用除外が定められている。たとえば、国分寺市個人情報保護条例などでは、概略、以下のモデル規定を想定している。

「〇〇は、前項の規定（個人情報の目的外利用・外部提供の原則禁止）にかかわらず、次の各号に該当するときは、目的外利用または外部提供（以下「目的外利用等」という）をすることができる。

- i ) 本人の同意があるとき
- ii ) 法令に定めのあるとき
- iii) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急かつやむをえない理由があるとき
  - iv ) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があるとき
  - v ) もっぱら学術研究または統計の作成のために利用し、または提供する場合で、本人の利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき
  - vi ) 国の機関等もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

〇〇は、前項〇号、〇号、〇号、〇号、〇号の規定に該当して目的外利用等をしたとき

は、規則で定めるところにより所定の機関に報告するものとする。」

こうした目的外利用等にたいする明確な規定を定めることが求められる。

#### 平成20年中央教育審議会答申における保健室・養護教諭の役割の拡大

中央教育審議会答申（平成20年1月17日）は、同審議会スポーツ・青少年分科会学校保健・安全部会において、保健室や養護教諭の役割について以下の通りの指摘を行なっている。

「養護教諭は、学校保健活動の推進にあたって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な役割を担っている。平成18年の調査によると、**子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人**であり、養護教諭の行なう健康相談活動がますます重要になっている。また、メンタルヘルスやアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携（中略）が期待され、役割も増してきている。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするため環境整備が必要である。」また、いじめや児童虐待への対応と養護教諭への期待を以下のように指摘している。「近年、社会的な問題となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たって（中略）、養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて養護教諭に最新の知見を提供するなど、学校の取組を支援することが求められる。」

この中央教育審議会答申に先立って示された文部科学大臣の諮問理由において、養護教諭の健康相談活動について「日々の健康観察において、子どもの示す表情や行動のささいな変化に気付き、課題把握し、的確な対応を図ることが求められます。また、子どもの心と体の悩みや痛み適切に応える健康相談活動を充実・強化していかなければなりません。」と強調している。すなわち、養護教諭が子どもの身体的不調から心のSOSのサインに気づく活動の展開が一層大切になる。その際、保健室が教室にはない特別の空間であり、だれもがどんな理由でも来室できるという気安い保健室の特質を生かして早期発見し早期対応することが可能なのである。養護教諭の特質を生かして、「体のサイン」や「なんとなく」等から、子どもの危険に対応することが可能である。しかし、まだこれらのスキルをわかりやすく解説したマニュアルは存在しない。また、保健室ネットワークの確立により、専門家へのコンサルティングや、経験交流をおこなうことが期待される。（参考：三木とみ子編集代表、これだけは知っておきたい養護教諭の実線に活かす教育法規Q&A。ぎょうせい、東京、平成21年12月25日刊）

## 個人情報保護等の観点からの情報収集やデータ管理、公開の可能性

保健室ネットワークを有効に活用するためのネットワークモデルとしては、連携すべき組織（都道府県や市町村の教育委員会や学校保健会、児童相談所、警察等）、とくに愛知県教育委員会、名古屋中央児童相談所、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課とは、緊密に協議し、本格研究推進時の連携体制整備について、下打ち合わせを行なった。いずれも前向きに対応である。

さらに、新型インフルエンザの流行に際して緊急に整備されはじめた「学校欠席者情報収集システム」や、独法）日本スポーツ振興センター「災害共済給付オンライン請求システム」などのネットワークを活用した個人情報を有効に利用する先行事例を、将来の政策の本格導入の際の重要なモデルにできると考えられる。

## 調査における個人情報の扱いの実情（民間企業・研究所の場合）

労働科学研究所 藤掛 和広

### 1. 一般企業などでの個人情報の保護について

個人情報や調査対象の機密情報を取り扱う調査を行う場合、人権の保護及び法令などの遵守の観点から、調査対象の個人情報・個人が特定される恐れのある情報や機密情報が外部に漏洩しないように配慮がなされている。

#### 1-1. 倫理審査・契約について

はじめに、研究代表者が所属している機関の倫理委員会等の審査・承諾を受け、調査の計画を立てる。

次に、調査の対象となる個人や組織に対して「参加・協力を辞退しても、何ら不利益は生じない」「調査で得られた結果は、個人や組織が限定される形での報告・公開は避ける」など、十分なインフォームド・コンセントを行う。

また、調査対象となる個人や組織に対して、誓約書や契約書によって機密保持契約を締結する。誓約書や契約書には、調査結果の研究データとしての使用の可否も含める。

#### 1-2. 調査方法での注意点

質問紙による調査では、基本的に個人情報の記入が必要ないように作成され、調査・分析で必要となる情報に限定する（年齢、性別、居住地域、調査内容など）。

面接調査については、個人が特定されないことに加え、調査後に発話内容をデータ化したものを調査対象者に提示し、修正の必要の有無を確認し、その要望に応じる。

#### 1-3. 調査結果の管理

調査結果を電子化して処理する場合、電子ファイルは基本的にインターネットに繋がっていないパソコンで処理する。さらに、各ファイルにはパスワードをかけて管理する。

調査に使用した質問紙・記録用紙については、鍵のかかった場所に保管して、調査終了後、速やかに破棄処理する。

## 2. 児童・生徒の個人情報の保護について

学校内での調査もしくは情報共有に対しても、先述した一般企業などでなされている様な個人情報の保護が求められる。さらに、情報漏洩による児童・生徒の発達を考慮するならば、一般企業よりも高い水準で個人情報が保護されることが望ましい。

しかしながら、トラブル事例などの情報共有を考慮する場合、インターネットなどの情報機器ネットワークの活用は不可欠である。そのため、「個人が特定されない」「保護者を含む対象者の了承」「質問紙・記録用紙の管理」「情報端末の管理」等については、十分な考慮が必要といえる。

### 秘密保持に関する覚書（例）

株式会社A（以下、「甲」という）とB（以下、「乙」という）とは、▲▲に関する業務（以下、「本業務」という）の遂行における秘密情報の取り扱いに関し、以下の通り本覚書を締結する。

#### 第1条（目的）

本覚書は、本業務の遂行に当たり、乙が知り得た甲の秘密情報の適切な保護を目的として、乙における秘密情報の取り扱い条件を定めるものである。

#### 第2条（定義）

本覚書において、「秘密情報」とは、以下のものを指す。

①本業務に関連して、甲から乙に書面、口頭もしくは電磁記録媒体等により開示された技術、経営および営業上の情報。

②その他、乙が、本業務遂行過程において知り得た甲の秘密事項。

#### 第3条（秘密保持）

1. 乙は、秘密情報を秘密に保持し、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本業務の遂行以外の目的で、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではない。

① 開示を受ける以前に既に公知又は公用となっていたもの。

② 開示を受けた後に、乙の責によらず公知又は公用となっていたもの。

③ 開示を受ける以前に既に乙が所有していたものであってかかる事実を立証できるもの。

④ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに受領したものであって、かかる事実を立証できるもの。

2. 乙は、本業務に従事する従業員を特定し、特定された従業員以外の者に、秘密情報を取り扱わせてはならない。

3. 乙は、本業務に従事する従業員に対し、秘密情報の秘密保持が図られるよう必要な教育を実施するとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4. 乙の従業員により秘密情報の漏洩等の問題が生じた場合、その解決は第9条によるものとする。

#### 第4条（秘密情報の管理）

1. 乙は、甲の要請があった場合は、秘密情報に関する社内規程を制定しなければならない。

2. 乙は、甲の要請があった場合は、秘密情報の管理体制を構築しなければならない。また、甲から当該管理体制の開示があった場合、乙はこれに応じなければならない。

3. 甲が乙の秘密情報の管理状況について乙に改善を要請した場合、乙はこれに従わなければならない。

#### 第5条（目的外利用、加工の禁止）

乙は、本業務遂行のために甲が認める範囲を超えて、秘密情報をいかなる目的にも利用してはならない。

#### 第6条（複写、複製の禁止）

乙は、本業務遂行のために甲が認める範囲を超えて、秘密情報を複写又は複製してはならない。

#### 第7条（秘密情報の返還、削除）

1. 乙は、甲から要請があった時、又は本業務が終了した時は、秘密情報が含まれている全ての物件（これを複写、複製したものを含む）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すと共に、乙のコンピュータ等に登録された秘密情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。

2. 乙は、甲の指示により秘密情報が含まれる物件を廃棄するときは、秘密情報が判別できないような必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

#### 第8条（再委託）

1. 乙は、本業務に関する原契約に特別の定めがない限り、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本業務を第三者に再委託してはならない。尚、甲の承諾を得て乙が第三者に再委託した場合であっても、甲は、再委託先の秘密情報の保護水準に疑義があると合理的に判断した場合、書面による通知を以ていつでも当該再委託の承諾を取り消すことができ、乙はかかる取り消しの通知を受けた後、速やかに当該再委託を中止するものとする。当該再委託の中止により乙又は当該再委託先に損害が生じた場合でも、法令に定める場合を除き、甲はその責任を負わないものとする。

2. 乙が前項に基づく甲の承諾を得て、本業務を第三者に再委託する場合は、十分な秘密情報に保護水準を満たす再委託先を選定し、当該再委託先の信頼性等の情報を甲に報告するとともに、当該再委託先との間で本覚書と同等の内容の契約を締結し、その写を甲に提出しなければならない。この場合において、乙は再委託先に対し、自己が負担する秘密義務と同一の義務を再委託先に負担させるものとする。

3. 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づく義務を免れず、再委託先又はその従業員による取扱い上の故意又は過失により秘密情報の漏洩等の問題が生じた場合には、これにより甲に発生した費用又は損害につき、甲は乙に対し賠償を請求することができる。

#### 第9条（事故）

1. 乙において秘密情報に関する目的外の利用、不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の事故が発生したとき、又はその恐れがあると認められるとき（第三者から通報があった場合を含む）は、当該事故の発生有無、その範囲及び発生原因の如何に関わらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。また、当該措置を講じた後、直ちに当該事故の経緯及び応急措置の結果並びに事故再発防止策を書面により甲に報告しなければならない。

2. 前項の事故が乙による本覚書の違反に起因する場合に置いて、甲が当該事故により費用を支出し又は損害を被ったとき（個人情報の本人又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときを含む）、甲は乙に対し、賠償を請求することができる。

3. 第1項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合は、乙は、前2項の他、当該事故の拡大防止や収拾のために必要な措置について、甲の指示に従うものとする。

#### 第10条（解除）

乙が本覚書に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙への通知により本業務に関する原契約の全て又は一部を解除することができる。

#### 第11条（有効期間）

本覚書の有効期間は、本業務に関する原契約の期間と同様とする。なお、第3条、第9条の規程は、本覚え書きの期間終了後も有効に存続する。

#### 第12条（協議解決）

本覚書に定めのない事項、又は本覚書に解釈について疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議の上円満に解決を図るものとする。

両当事者は、上記の合意が成立したことを証するため、本覚書を2部作成し、双方記名押印の上、各1部ずつ保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：〇〇

■■■■

乙：〇〇

■■■■

## 2.2 養護教諭へのアンケート調査

### 2.2.1. 実施内容

平成21年12月から平成22年2月において、沖縄県（日本学校保健学会会場）、熊本県、静岡県、三重県、岩手県（いずれも養護教諭講習会会場）等において、養護教諭に対する本プロジェクトに関連する無記名アンケート調査を実施し、回答が得られた434名を解析対象とした。

アンケートでは、現在の勤務校種、養護教諭としての経験年数、経験した事例（メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル、出会い系サイトによるトラブル、家庭で虐待を受けているケース、いじめによる心身の訴えや悩み）、専門機関（児童相談所、警察など）との連携体制の有無、被害者や関係者の個人情報保護について定めたルールの有無、児童・生徒の問題を匿名で研究会や学会等に発表する際の許可や申請の有無、問題が生じた際の養護教諭としての対応（複数回答）、本プロジェクトの試行としてのメーリングリスト利用の可否、保健室で「インターネット」や「メール」の使用が制限されているかどうか（複数回答）、本研究テーマに対する感想（複数回答）、子どもの安全や危険への対処について他の養護教諭にも伝えたいと思っていること、について質問した（参照：資料1）。また、経験した事例の4項目については、この事例への対応で困ったことが記入できる自由記述欄を設けた。この自由記述欄の分類は、KJ法によって類似した内容ごとに分類し、分類した内容に抽象化した項目をつけた。

なお、本調査への参加や参加途中や終了後での撤回は自由意思に基づき、回答内容は本研究以外の目的に使用しないこと、プライバシーの保護には十分配慮し、慎重に取り扱うことによって個人が特定されない旨を本調査用紙に記載し、本調査に回答することをもって、この調査研究への同意を得ることによって倫理的に配慮した。

### 2.2.2 養護教諭へのアンケート調査の結果

調査結果分析 愛知学院大学 渡邊 智之

#### I. 勤務校種

対象者の勤務校種の内訳は、小学校 261 名 (60.1%) と最も多く、次いで中学校 135 名 (31.1%)、高等学校 30 名 (6.9%) の順であった。また、中等教育学校 1 名 (0.2%)、幼稚園 1 名 (0.2%)、特別支援学校 6 名 (1.4%) であり、大学院生、大学等の教員はともに 0 名であった (図 2.1.1)。

#### II. 養護教諭としての経験年数

対象者の平均経験年数は、小学校 22.4 年 (標準偏差：9.6 年)、中学校 23.1 年 (標準偏差：9.7 年)、高等学校 11.9 年 (標準偏差：7.2 年)、幼稚園 17.0 年、特別支援学校 21.2 年 (標準偏差：9.5 年) であった。なお、幼稚園は該当者が 1 名のみであるため、平均値は実数値となっている (図 2.1.2)。

### Ⅲ(1). 経験した事例：メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル

アンケートは、以下のような設問であった。

これまでに、下記のような事例にかかわったことがありますか。

#### (1) メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル

1. ある    2. ない    3. 直接かかわってはいないが身近で起きた

↓

- ・被害を受けた子の学年は？    ・校種：\_\_\_\_\_ ・学年：\_\_\_\_\_ 年生
- ・この事例への対応で困ったことは？    ( \_\_\_\_\_ )

以下、出会い系サイトによるトラブル、家庭で虐待を受けているケース、いじめによる心身の訴えや悩みについても同様の設問である。

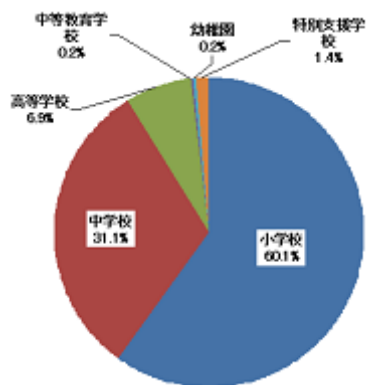


図 2.2.1：対象者の勤務校種の内訳

(合計 434 人の回答者の校種別内訳は、表 2.2.1 を参照)

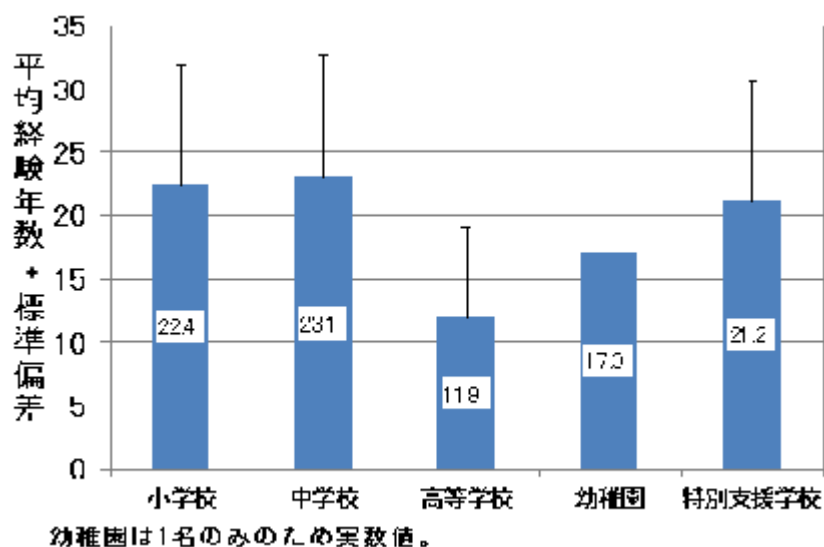


図 2.2.2：勤務校種別にみた養護教諭としての平均経験年数（平均値+標準偏差）

メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブルについて集計した。その結果、高等学校の養護教諭の 87%が、メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブルを経験していた。中学校においても 73%が本人または身近で経験していると回答した。小学校ではトラブルを経験した者は 10%に過ぎなかったが、児童の年齢が低いためであると考えられる（表 2.2.1、図 2.2.3）。

表 2.2.1：経験した事例：メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブルの有無

メールorブログによるトラブルの有無		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
ある	人数	26	64	26	1	1	2	120
	(%)	(10.0%)	(47.4%)	(86.7%)	(100%)	(100%)	(33.3%)	(27.6%)
ない	人数	212	36	1	0	0	3	252
	(%)	(81.2%)	(26.7%)	(3.3%)	(0%)	(0%)	(50.0%)	(58.1%)
直接かかわってはいないが身近で起きた	人数	23	35	3	0	0	1	62
	(%)	(8.8%)	(25.9%)	(10.0%)	(0%)	(0%)	(16.7%)	(14.3%)
合計	人数	261	135	30	1	1	6	434

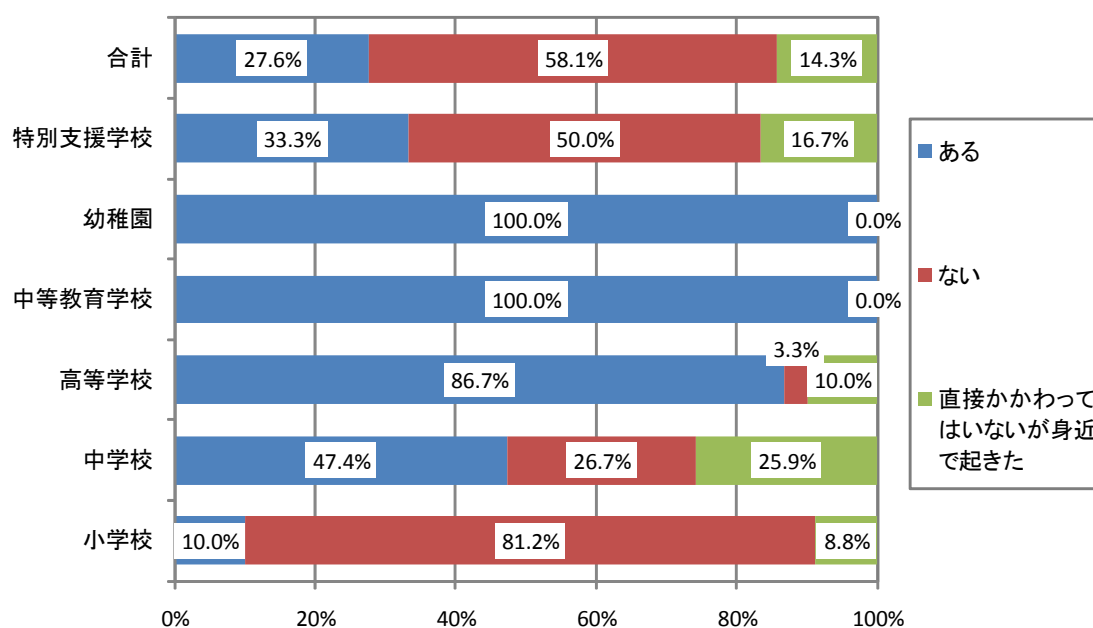


図 2.2.3：経験した事例：メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブルの有無

これを、学年別にみると、小学校では高学年（5、6年生）でトラブルの事例がみられ、低・中学年ではほとんどなかった。中学校では、2、3年生でそれぞれ3～4割を占め、高等学校ではどの学年もほぼ同程度であった（表 2.2.2、図 2.2.4）。

表 2.2.2：校種・学年別にみたメールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル

校種		学年						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	人数	0	0	1	0	3	7	11
	(%)	(0%)	(0%)	(9.1%)	(0%)	(27.3%)	(63.6%)	(100%)
中学校	人数	23	49	39	-	-	-	111
	(%)	(20.7%)	(44.1%)	(35.1%)	-	-	-	(100%)
高等学校	人数	17	16	12	-	-	-	45
	(%)	(37.8%)	(35.6%)	(26.7%)	-	-	-	(100%)
合計	人数	40	65	52	0	3	7	167

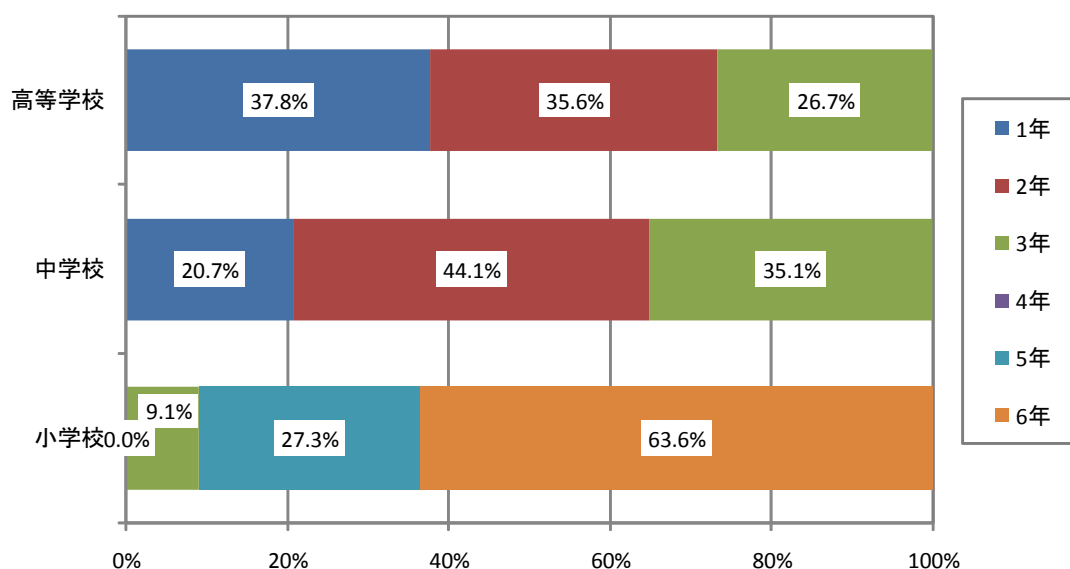


図 2.2.4：校種・学年別にみたメールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル

「この事例への対応で困ったこと」については、73件抽出された。73件の内訳は、＜相手が特定できない・証拠が残らない（28件）＞、＜心のケア（15件）＞、＜保護者との問題（7件）＞、＜学校だけでは把握しきれない（4件）＞、＜養護教諭自身がメールやブログがよくわからない（4件）＞、＜悪質・陰湿なメール（3件）＞、＜その他（12件）＞であった。＜相手が特定できない・証拠が残らない＞、＜心のケア（15件）＞の2項目で半数以上をしめた。ネット社会の現代において、人間関係のトラブルの深刻化が浮き彫りとなる形になった（図2.2.4）。

<その他>では、「削除しても、他のサイトに記事が残っている」、「被害を受けた生徒が内気でおとなしく、コミュニケーションが苦手」、「携帯電話への依存傾向」といった記述が見られた。

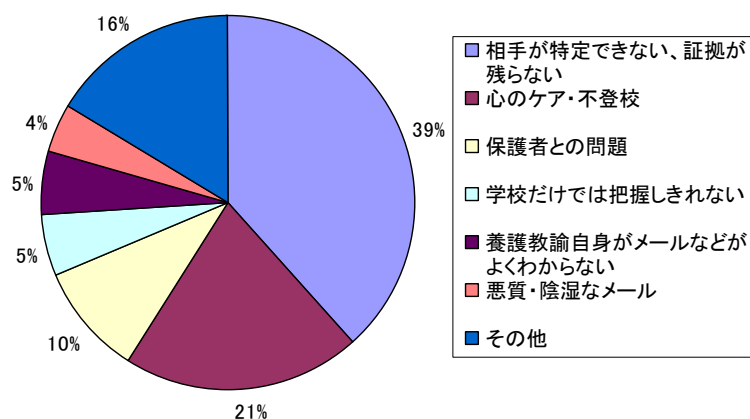


図2.2.5 メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブルの対応で困ったこと

### III(2). 経験した事例：出会い系サイトによるトラブル

出会い系サイトによるトラブルについては、養護教諭本人が経験、または身近で起こったと回答した者は、小学校では約1割であったが、中学校では約4割、高等学校では約6割と、児童・生徒の年齢が高くなるほど事例が多くみられた（表2.2.3、図2.2.6）。

表2.2.3：経験した事例：出会い系サイトによるトラブルの有無

出会い系サイトによるトラブル		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
ある	人数	15	37	10	0	0	2	64
	(%)	(5.8%)	(27.4%)	(33.3%)	(0%)	(0%)	(33.3%)	(14.8%)
ない	人数	233	82	12	1	1	3	332
	(%)	(89.6%)	(60.7%)	(40.0%)	(100%)	(100%)	(50.0%)	(76.7%)
直接かかわってはいないが身近で起きた	人数	12	16	8	0	0	1	37
	(%)	(4.6%)	(11.9%)	(26.7%)	(0%)	(0%)	(16.7%)	(8.5%)
合計	人数	260	135	30	1	1	6	433

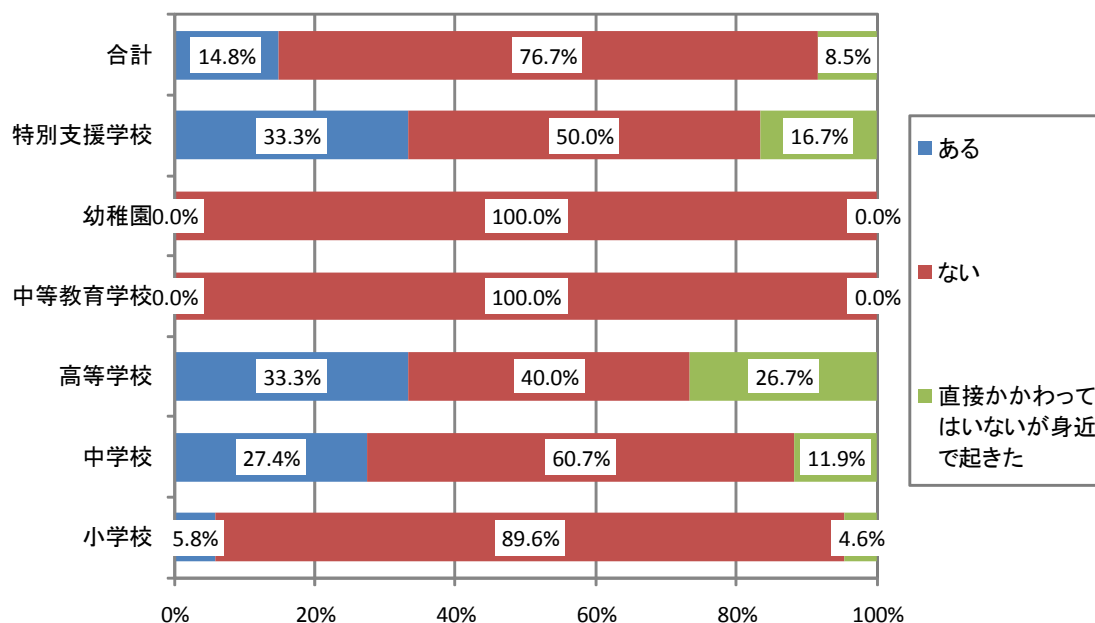


図 2.1.6：経験した事例：出会い系サイトによるトラブルの有無

これを、学年別にみると、小学校ではどの学年もほぼ同程度でトラブルの事例がみられ、中学校では、学年が上がるほど事例が多くみられ、2、3年生で全体の9割を占めた。また、高等学校では1年生で全体の半数を占め、学年が上がるほど低くなっている（表2.2.4、図2.1.7）。

表 2.2.4：校種・学年別にみた出会い系サイトによるトラブル

校種		学年						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	人数	2	2	1	2	2	3	12
	(%)	(16.7%)	(16.7%)	(8.3%)	(16.7%)	(16.7%)	(25.0%)	(100%)
中学校	人数	6	24	34	-	-	-	64
	(%)	(9.4%)	(37.5%)	(53.1%)	-	-	-	(100%)
高等学校	人数	9	7	2	-	-	-	18
	(%)	(50.0%)	(38.9%)	(11.1%)	-	-	-	(100%)
合計	人数	17	33	37	2	2	3	94

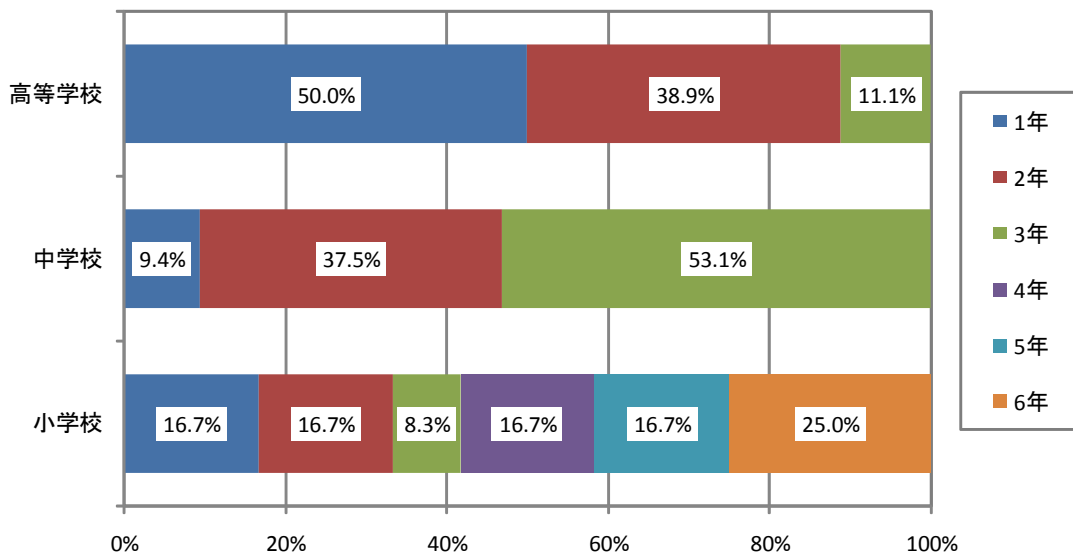


図 2.2.7：校種・学年別にみた出会い系サイトによるトラブル

「この事例への対応で困ったこと」からは、54件抽出された。54件の内訳は、＜親に言わないでほしい（14件）＞、＜妊娠・性的な問題（13件）＞、＜本人の意識の欠如（10件）＞、＜校内体制・管理職の意識の低さ（5件）＞、＜警察との連携（5件）＞、＜対応の遅れ（2件）＞、＜犯罪（2件）＞、＜その他（3件）＞であった（図2.2.8）。

＜その他＞では、「遠方より会いに来た」、「相手が社会人」、「本人と連絡が取れない」という記述があった。

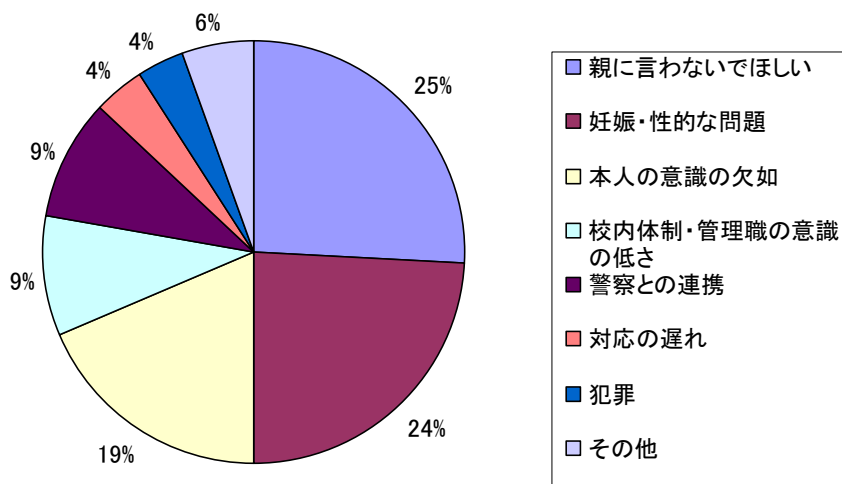


図2.2.8 出会い系サイトによるトラブルの対応で困ったこと

### Ⅲ(3). 経験した事例：家庭で虐待を受けているケース

小学校、中学校、高等学校ともに 4 割以上が、家庭で虐待を受けているケースを経験したことがあると回答し、身近に起きたケースも合わせると約 6 割にも達した（表 2.1.5、図 2.1.9）。

表 2.1.5：経験した事例：家庭で虐待を受けているケースの有無

家庭で虐待を受けているケース		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
ある	人数	115	66	14	0	0	1	196
	(%)	(44.1%)	(49.3%)	(46.7%)	(0%)	(0%)	(16.7%)	(45.3%)
ない	人数	109	50	10	1	1	1	172
	(%)	(41.8%)	(37.3%)	(33.3%)	(100%)	(100%)	(16.7%)	(39.7%)
直接かかわってはいないが身近に起きた	人数	37	18	6	0	0	4	65
	(%)	(14.2%)	(13.4%)	(20.0%)	(0%)	(0%)	(66.7%)	(15.0%)
合計	人数	261	134	30	1	1	6	433

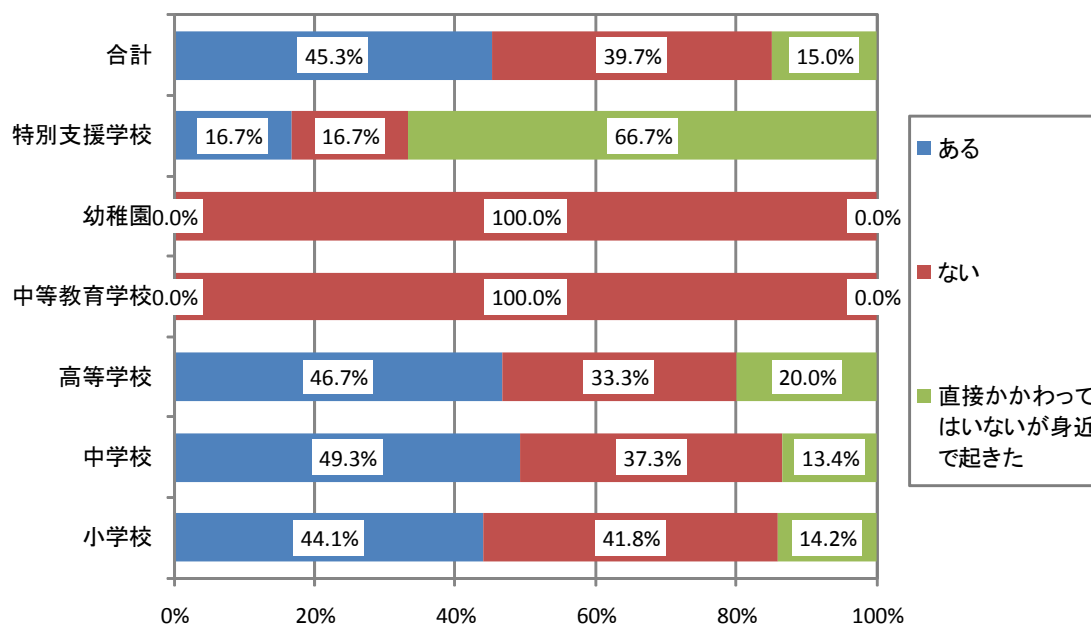


図 2.1.9：経験した事例：家庭で虐待を受けているケースの有無

これを学年別にみると、小学校ではどの学年もほぼ同程度の割合であり、中学校では1年生、高等学校では2年生が最も多いが、どの学年も3～4割を占めていた（表2.1.6、図2.1.10）。

表2.1.6：校種・学年別にみた家庭で虐待を受けているケース

校種		学年						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	人数	28	28	29	23	30	20	158
	(%)	(17.7%)	(17.7%)	(18.4%)	(14.6%)	(19.0%)	(12.7%)	(100%)
中学校	人数	34	26	23	-	-	-	83
	(%)	(41.0%)	(31.3%)	(27.7%)	-	-	-	(100%)
高等学校	人数	6	9	6	-	-	-	21
	(%)	(28.6%)	(42.9%)	(28.6%)	-	-	-	(100%)
合計	人数	68	63	58	23	30	20	262

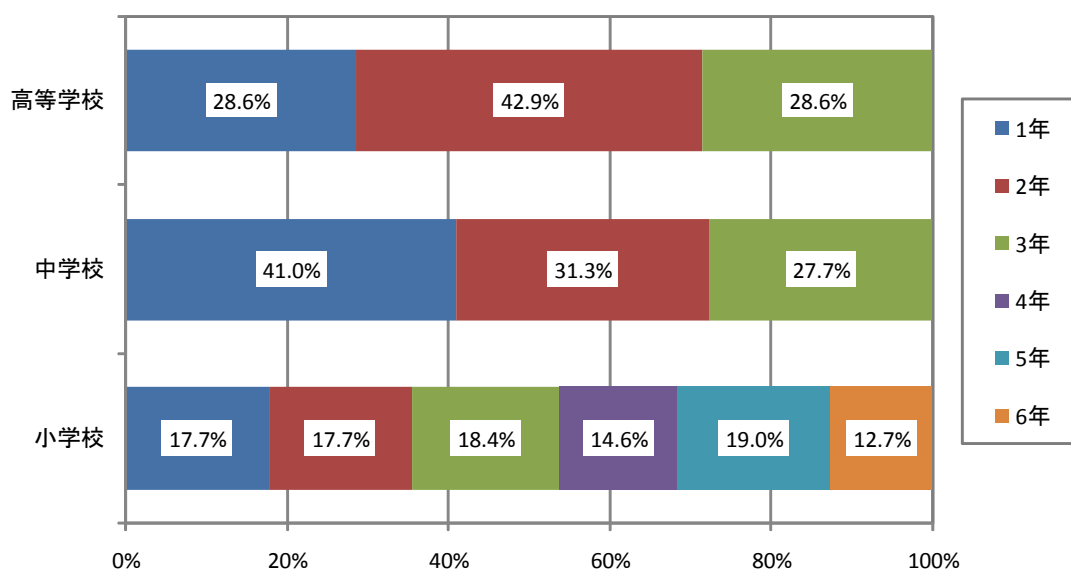


図2.1.10：校種・学年別にみた家庭で虐待を受けているケース

なお、「この事例への対応で困ったこと」からは、136件抽出された。136件の内訳は、＜親への対応（67件）＞、＜児童相談所との対応・かかわり（20件）＞、＜事実関係の確認（17件）＞、＜ネグレクト（13件）＞、＜心のケア（6件）＞、＜校内対応（4件）＞、＜性的虐待（3件）＞、＜その他（6件）＞であった。＜親への対応＞で困っているケースが約半数を占めていた（図2.2.11）。

＜その他＞では、「兄弟の関係」、「繰り返し虐待が起こる」といった記述が見られた。

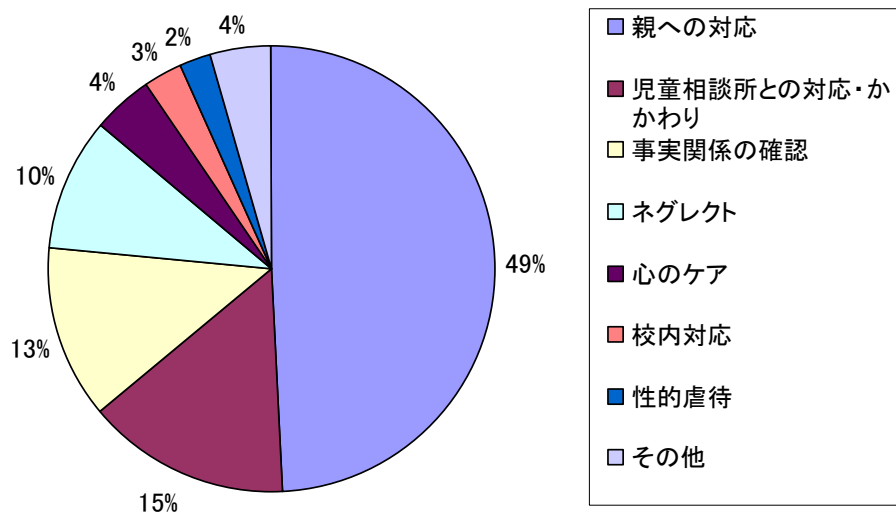


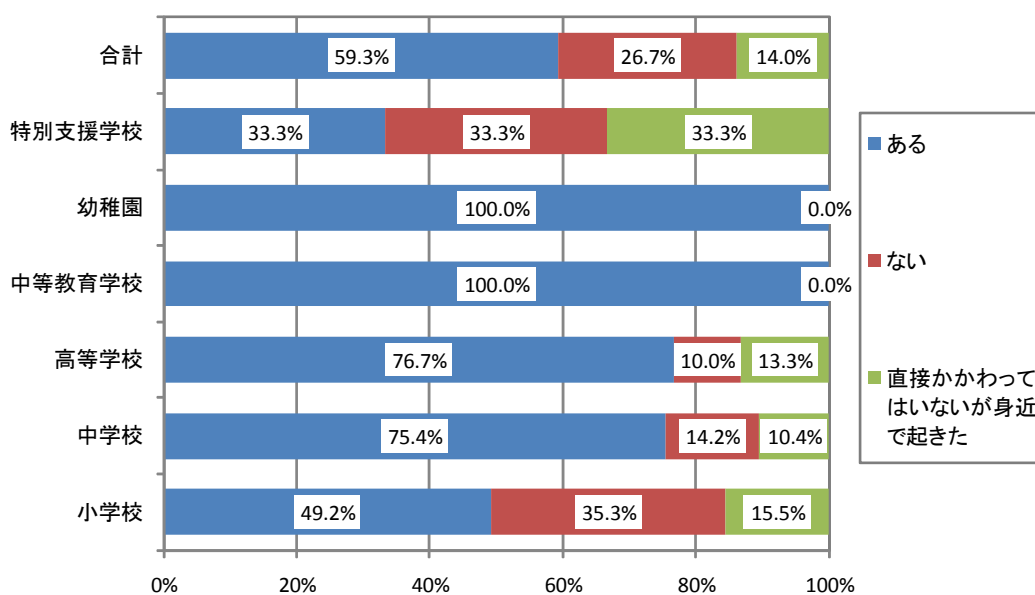
図2.2.11 家庭で虐待を受けているケースの対応で困ったこと

### Ⅲ(4). 経験した事例：いじめによる心身の訴えや悩み

今回取り上げたトラブルの事例の中で最も多かったのが、いじめによる心身の訴えや悩みについてであった。小学校では約半数の養護教諭が経験しており、中学校、高等学校では約7割が経験し、身近で起きたケースも含めると8~9割を占めた(表2.1.7、図2.1.12)。

表 2.1.7：経験した事例：いじめによる心身の訴えや悩みの有無

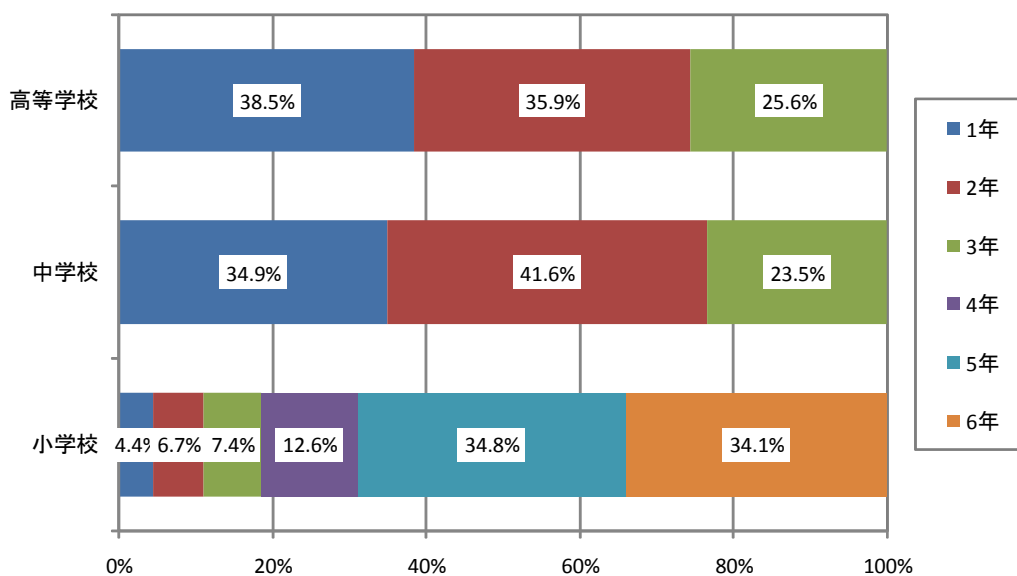
いじめによる心身の訴えや悩み		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
ある	人数	127	101	23	1	1	2	255
	(%)	(49.2%)	(75.4%)	(76.7%)	(100%)	(100%)	(33.3%)	(59.3%)
ない	人数	91	19	3	0	0	2	115
	(%)	(35.3%)	(14.2%)	(10.0%)	(0%)	(0%)	(33.3%)	(26.7%)
直接かかわってはいないが身近で起きた	人数	40	14	4	0	0	2	60
	(%)	(15.5%)	(10.4%)	(13.3%)	(0%)	(0%)	(33.3%)	(14.0%)
合計	人数	258	134	30	1	1	6	430



これを学年別にみると、小学校では高学年（5、6年生）がそれぞれ約3割を占めており、中学校、高等学校ではどの学年もほぼ同程度の割合であった（表2.2.8、図2.2.13）。

表 2.2.8：校種・学年別にみたいじめによる心身の訴えや悩み

校種		学年						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学校	人数	6	9	10	17	47	46	135
	(%)	(4.4%)	(6.7%)	(7.4%)	(12.6%)	(34.8%)	(34.1%)	(100%)
中学校	人数	58	69	39	-	-	-	166
	(%)	(34.9%)	(41.6%)	(23.5%)	-	-	-	(100%)
高等学校	人数	15	14	10	-	-	-	39
	(%)	(38.5%)	(35.9%)	(25.6%)	-	-	-	(100%)
合計	人数	79	92	59	17	47	46	340



なお、「この事例への対応で困ったこと」からは151件抽出された。151件の内訳は、＜担任との関係（25件）＞、＜保護者との関係（21件）＞、＜いじめの事実確認（17件）＞、＜いじめた子の問題（13件）＞、＜いじめの長期化（12件）＞、＜いじめられた子への心のケア（10件）＞、＜職員間の関係（8件）＞、＜不登校（8件）＞、＜いじめた子といじめられた子との人間関係（8件）＞、＜いじめられた子のコミュニケーションスキルの低さ（6件）＞、＜いじめられたとの被害妄想（4件）＞、＜いじめられた子が話したがらない（4件）＞、＜いじめるターゲットが変わる（4件）＞、＜その他（11件）＞であり、この問題による一番困っているのは、担任・保護者という、いじめられた子と最もよく接する大人との問題が一番の問題であった（図2.2.14）。

<その他>では、「いじめられた子の自傷行為」、「いじめられた子が家出をした」、「様々なケースがあり、対応で悩む」といった記述が見られた。

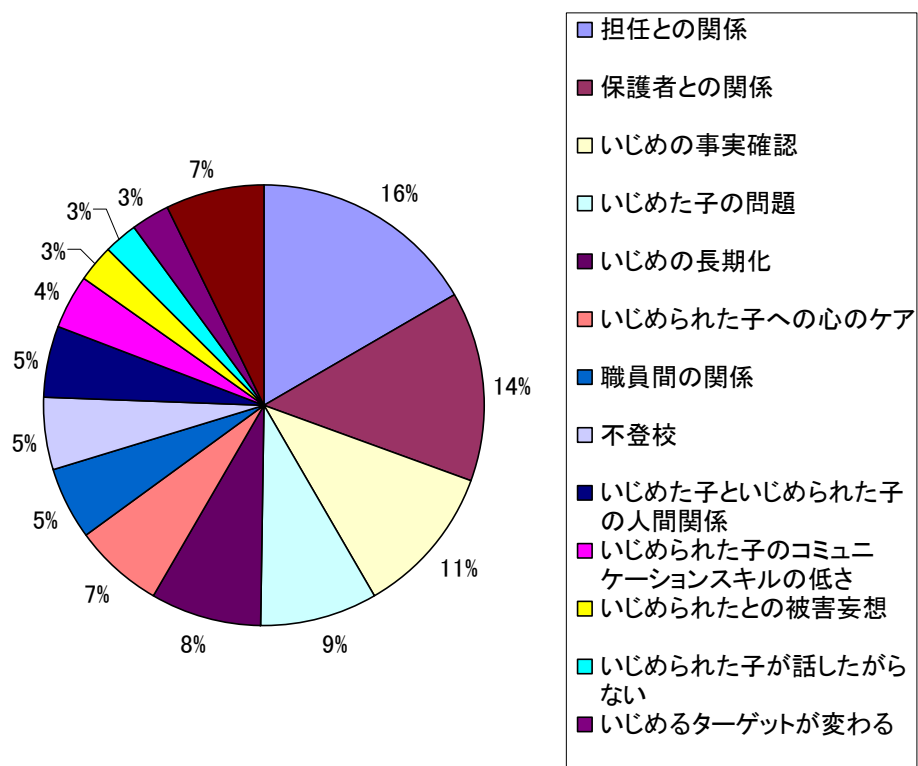


図2.2.14 いじめによる心身の訴えや悩みの対応で困ったこと

#### IV. いつでも専門機関（児童相談所、警察など）との連携体制が作られているか

いつでも専門機関（児童相談所、警察など）との連携体制が作られていると回答した者は、小学校、中学校、高等学校ともに約5割～6割を占めており、半数を上回っていたが、約4割の学校では専門機関への連携体制が作られていないと回答した(表2.2.9、図2.2.15)。

表 2.2.9 : いつでも専門機関（児童相談所、警察など）との連携体制が作られているか

現在の勤務校で 連携できる体制	勤務校種							合計
	小学校	中学校	高等学校	中等教育 学校	幼稚園	特別支援 学校		
はい	人数	142	86	17	1	0	3	249
	(%)	(54.8%)	(64.2%)	(56.7%)	(100%)	(0%)	(50.0%)	(57.8%)
いいえ	人数	117	48	13	0	1	3	182
	(%)	(45.2%)	(35.8%)	(43.3%)	(0%)	(100%)	(50.0%)	(42.2%)
合計	人数	259	134	30	1	1	6	431

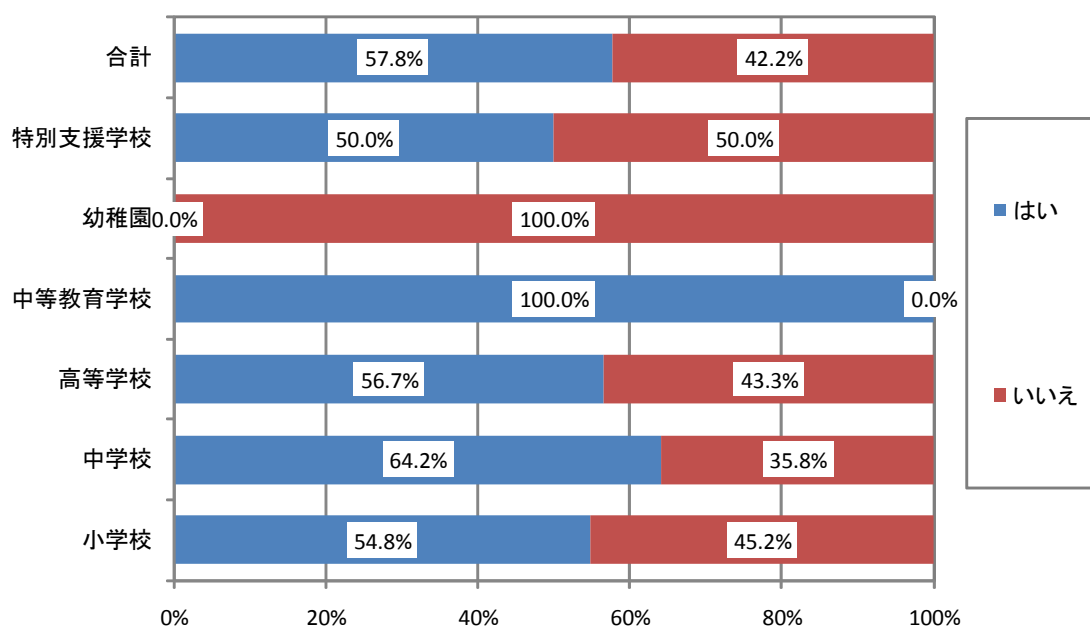


図 2.2.15 : いつでも専門機関（児童相談所、警察など）との連携体制が作られているか

なお、「はい」と回答した者の具体的な事例については、220件抽出された。220件の内訳は、＜児童相談所（63件）＞、＜管理職（31件）＞、＜校内での機関・委員会（30件）＞、＜市町村役場・保健課（25件）＞、＜警察（19件）＞、＜スクールカウンセラーや相談員（17件）＞、＜教職員間での情報共有（16件）＞、＜必要に応じて（10件）＞、＜教育委員会（4件）＞、＜その他（5件）＞であった（図2.2.16）。

＜その他＞では、「学校間のネットワーク」、「保健師との情報交換」といった記述が見られた。

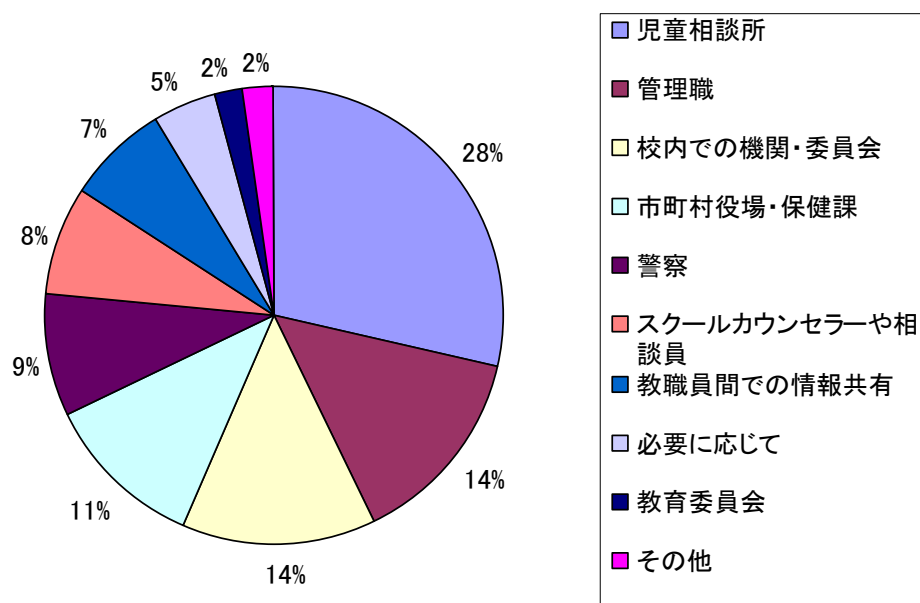


図2.2.16 専門機関（児童相談所、警察など）との連携できる体制

V. 被害者や関係者の個人情報の保護について定めたルールがあるか

被害者や関係者の個人情報についての定めたルールがあると回答した者は、小学校、中学校でともに約 2 割で、高等学校では 1 割程度に過ぎず、大部分の学校で個人情報の扱いについてのルールが定められていなかった（表 2.2.10、図 2.2.17）。ルールを定めている場合でも、職員会議で決めたり、限定されたルールのみであったりと、明文化されたルール、マニュアルといったものがある学校はごく少数であった。

表 2.2.10：被害者や関係者の個人情報の保護について定めたルールがあるか

現在の勤務校で 個人情報保護を 定めたルール		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学 校	中等教 育学校	幼稚園	特別支 援学校	
はい	人数	53	34	3	1	1	1	93
	(%)	(20.5%)	(25.4%)	(10.3%)	(100%)	(100%)	(16.7%)	(21.7%)
いいえ	人数	204	100	26	0	0	5	335
	(%)	(79.1%)	(74.6%)	(89.7%)	(0%)	(0%)	(83.3%)	(78.1%)
わから ない	人数	1	0	0	0	0	0	1
	(%)	(0.4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0.2%)
合計	人数	258	134	29	1	1	6	429

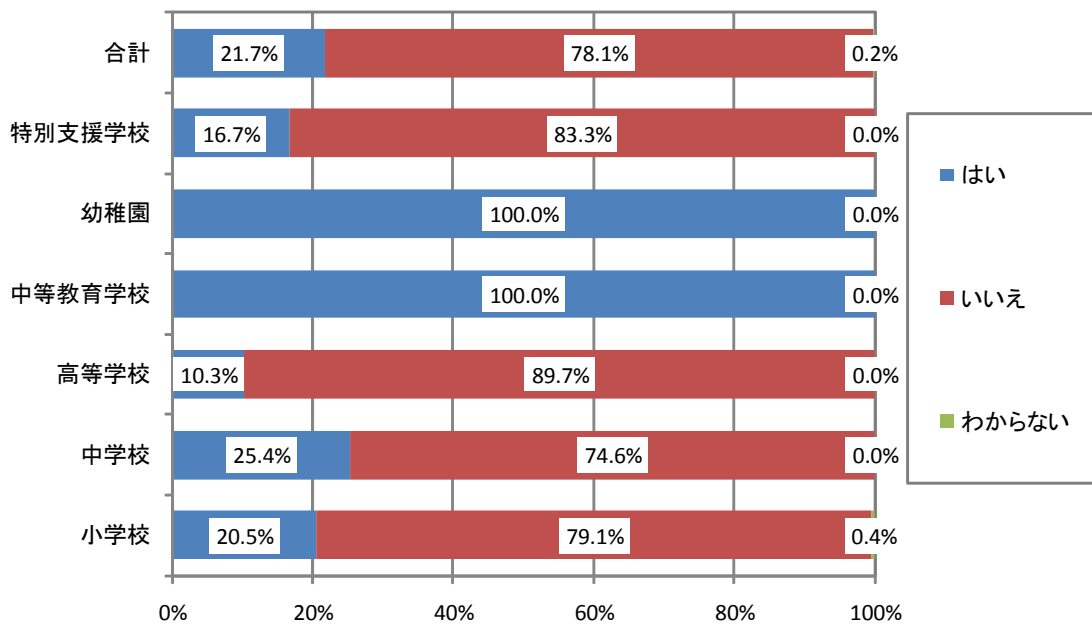


図 2.2.17：被害者や関係者の個人情報の保護について定めたルールがあるか

「はい」と回答した者の具体的な事例は、86件抽出された。86件の内訳は、＜守秘義務の厳守・徹底（29件）＞、＜資料の回収・廃棄（20件）＞、＜分からない・特にない（10件）＞、＜管理職の判断（6件）＞、＜事例ごとに確認（5件）＞、＜同意書（4件）＞、＜関係者だけが情報を持つ（4件）＞、＜暗黙の了解、常識の範囲（3件）＞、＜厳重に保管（3件）＞、＜氏名を匿名にする（2件）＞であった（図2.1.18）。

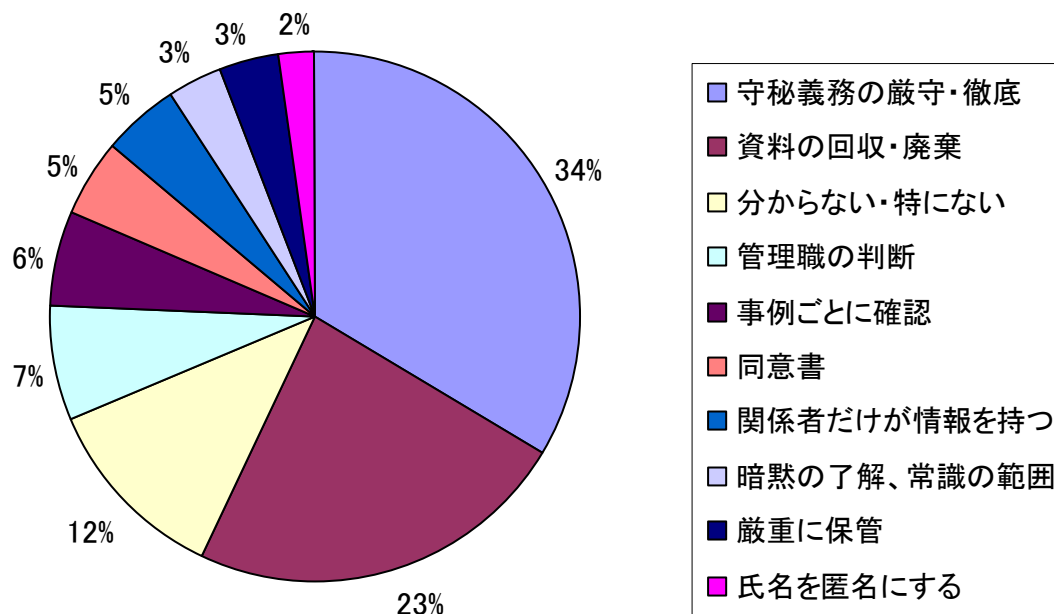


図2.2.18 被害者や関係者の個人情報の保護について定めたルール

VI. 児童・生徒の問題を匿名で研究会や学会等に発表し、他校の養護教諭等と交流することについて、許可や申請をすることになっているか

研究会や学会等での発表で児童・生徒の問題を取り上げる際の許可や申請をすることになっている小学校、中学校、高等学校は、ともに約2～3割程度に過ぎなかった。具体的には、学校長や管理職、保護者や本人に許可または申請をするケースが多くみられた(表2.2.11、図221.19)。

表 2.2.11：児童・生徒の問題を匿名で研究会や学会等に発表し、他校の養護教諭等と交流することについて、許可や申請をすることになっているか

現在の勤務校(市町村) で学会・発表の許可 ・申請の有無	勤務校種				合計	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校		
はい	人数	61	32	7	3	103
	(%)	(24.6%)	(25.6%)	(28.0%)	(50.0%)	(25.5%)
いいえ	人数	184	92	17	3	296
	(%)	(74.2%)	(73.6%)	(68.0%)	(50.0%)	(73.3%)
わからない	人数	3	1	1	0	5
	(%)	(1.2%)	(0.8%)	(4.0%)	(0.0%)	(1.2%)
合計	人数	248	125	25	6	404

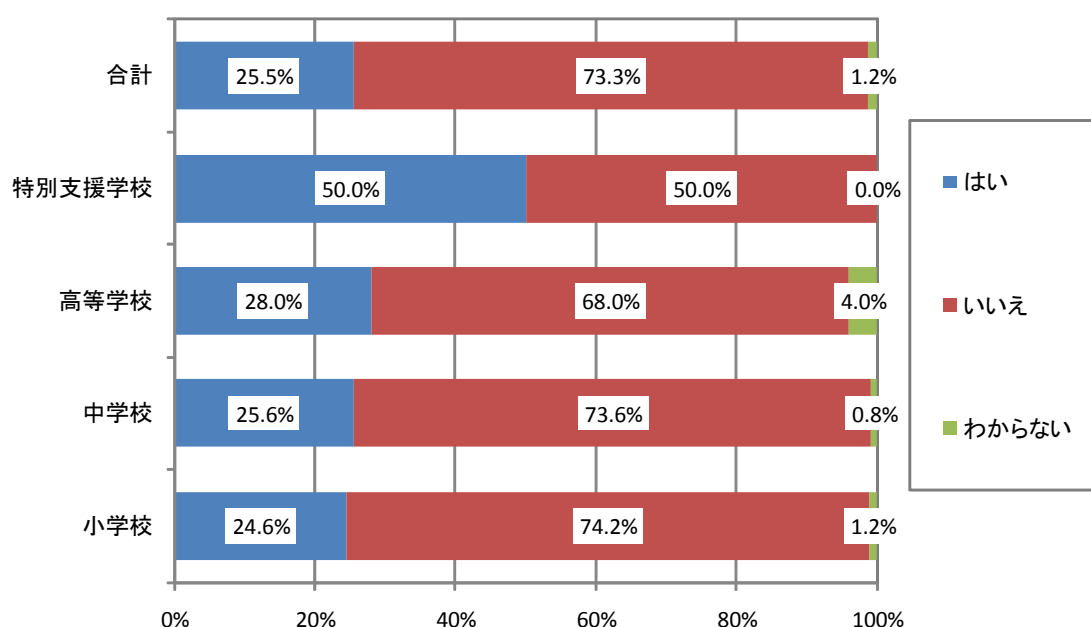


図 2.2.19：児童・生徒の問題を匿名で研究会や学会等に発表し、他校の養護教諭等と交流することについて、許可や申請をすることになっているか

「はい」と回答した者の具体的な事例からは、106件抽出された。106件の内訳は、＜管理職の許可（46件）＞、＜分からない・特にない（34件）＞、＜保護者の許可（14件）＞、＜保護者と校長の許可（4件）＞、＜本人の許可（2件）＞、＜その他（6件）＞であった。

＜その他＞では、「学級単位」、「研究会等では発表しない」、「研究会等では発表したくない」といった記述が見られた（図2.2.20）。

一方、発表等に対する許可や申請について取り決めがない学校は約7割であった。

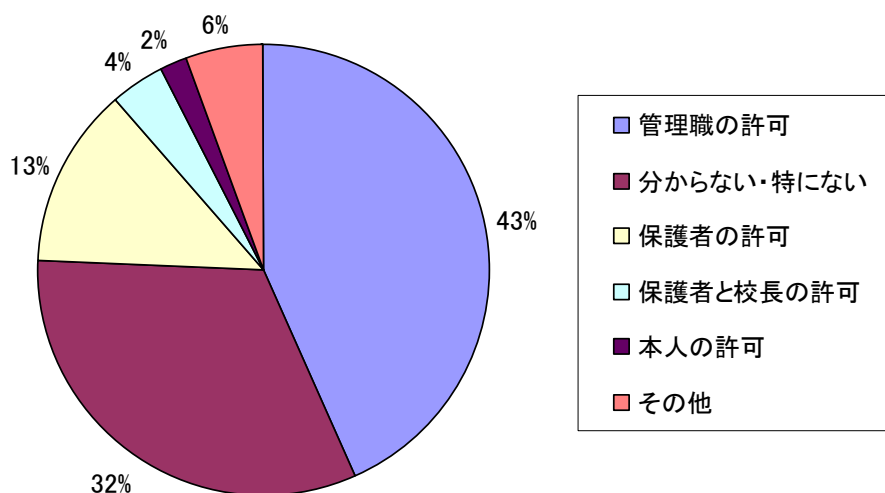


図2.2.20 研究会・学会の発表、他校の養護教諭等との交流することについての許可や申請制度

Ⅶ. 問題が生じた際の養護教諭としての対応について**アドバイスがほしい**と思ったとき、  
 どうするか（複数回答）

問題が生じた際の対応についてのアドバイスがほしいとき、どうするかについては、どの校種も「**管理職に聞く**」と回答した者が最も多く、小学校、中学校でその傾向が強かった。次いで「**養護教諭仲間に聞く**」が約**2割**と多くみられ、「生徒指導担当の教諭に聞く」、「地区の先輩養護教諭に聞く」と回答した者もそれぞれ約**1割**であった（表 2.2.12、図 2.2.21）。

表 2.2.12：Ⅶ. 問題が生じた際の養護教諭としての対応について**アドバイスがほしい**と思ったとき、どうするか（複数回答）

問題が生じた際の 養護教諭としての対応		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
管理職に聞く	人数	244	126	27	1	1	3	402
	(%)	(32.3%)	(32.4%)	(23.5%)	(50.0%)	(50.0%)	(23.1%)	(31.5%)
生徒指導担当の 教諭に聞く	人数	98	70	17	0	1	2	188
	(%)	(13.0%)	(18.0%)	(14.8%)	(0%)	(50.0%)	(15.4%)	(14.7%)
養護教諭担当の 指導主事に聞く	人数	29	10	8	0	0	0	47
	(%)	(3.8%)	(2.6%)	(7.0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(3.7%)
地区の先輩養護 教諭に聞く	人数	105	48	15	0	0	0	168
	(%)	(13.9%)	(12.3%)	(13.0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(13.2%)
養護教諭仲間に 聞く	人数	167	78	20	1	0	3	269
	(%)	(22.1%)	(20.1%)	(17.4%)	(50.0%)	(0%)	(23.1%)	(21.1%)
ミーリングリス トで相談する	人数	2	1	2	0	0	1	6
	(%)	(0.3%)	(0.3%)	(1.7%)	(0%)	(0%)	(7.7%)	(0.5%)
児童相談所に 相談する	人数	48	22	10	0	0	1	81
	(%)	(6.4%)	(5.7%)	(8.7%)	(0%)	(0%)	(7.7%)	(6.3%)
福祉事務所に 相談する	人数	19	10	6	0	0	0	35
	(%)	(2.5%)	(2.6%)	(5.2%)	(0%)	(0%)	(0%)	(2.7%)
警察に連絡する	人数	7	4	6	0	0	1	18
	(%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.2%)	(0%)	(0%)	(7.7%)	(1.4%)
その他	人数	36	20	4	0	0	2	62
	(%)	(4.8%)	(5.1%)	(3.5%)	(0%)	(0%)	(15.4%)	(4.9%)
合計	人数	755	389	115	2	2	13	1276

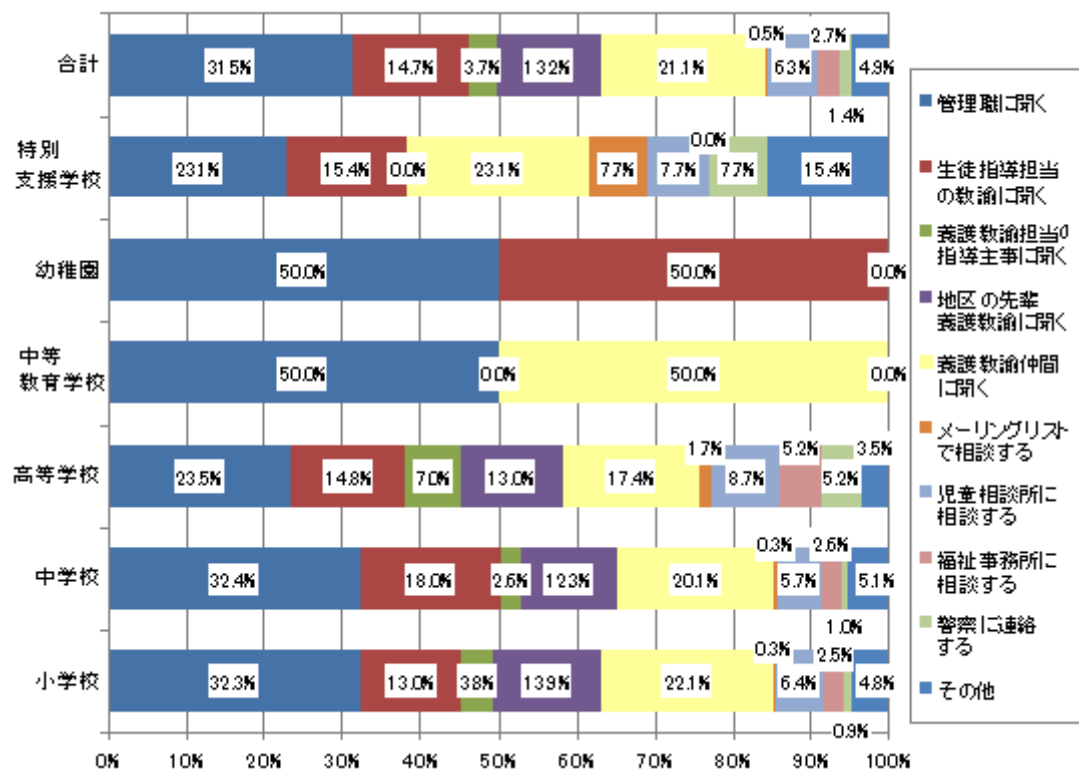


図 2.2.21 : VII. 問題が生じた際の養護教諭としての対応についてアドバイスがほしいと思ったとき、どうするか（複数回答）

Ⅷ. 本プロジェクトのための試行としてのメーリングリストを立ち上げた場合、利用（参加）したいと思うか

メーリングリストの利用については、全体では **42.6%**が利用したいと考えており、児童・生徒の年齢が高い学校ほど参加意思が高くなっている（小学校：37.7%、中学校：45.2%、高等学校：66.7%）（表 2.2.13、図 2.2.22）。

表 2.2.13 Ⅷ. 本プロジェクトのための試行としてのメーリングリストを立ち上げた場合、利用（参加）したいと思うか

メーリングリストを利用（参加）したい		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
はい	人数	86	52	18	0	1	4	161
	(%)	(37.7%)	(45.2%)	(66.7%)	(0%)	(100%)	(66.7%)	(42.6%)
いいえ	人数	140	63	9	1	0	2	215
	(%)	(61.4%)	(54.8%)	(33.3%)	(100%)	(0%)	(33.3%)	(56.9%)
わからない	人数	2	0	0	0	0	0	2
	(%)	(0.9%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0.5%)
合計	人数	228	115	27	1	1	6	378

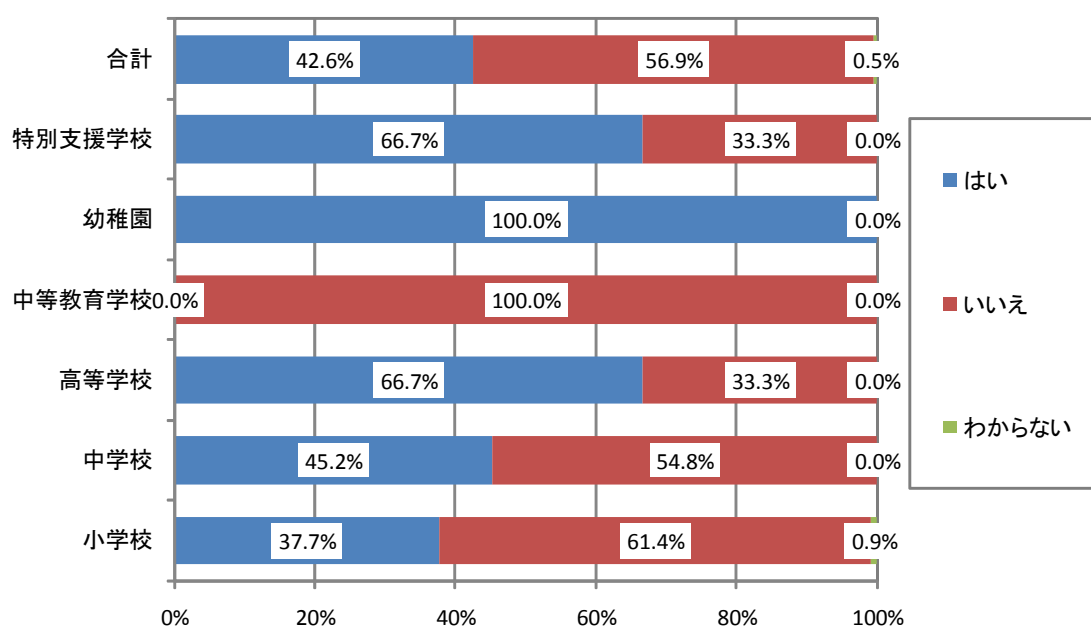


図 2.2.22 利用（参加）したいと思うか

IX. 保健室で「インターネット」や「メール」の使用が制限されているか（複数回答）

保健室で「インターネット」や「メール」の使用が制限されているかについては、インターネットもメールも保健室のパソコンで使用できると回答した者は、小学校、中学校で約2割に過ぎなかったが、高等学校では9割近くいた。小学校、中学校で最も多かった回答は「保健室では不可能だが職員室などで可能」（ともに4割程度）であり、小学校・中学校と高等学校でパソコン環境の違いがみられた（表 2.2.14、図 2.2.23）。

表 2.2.14：IX. 保健室で「インターネット」や「メール」の使用が制限されているか（複数回答）

保健室でのインターネット・メールの制限		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
どちらも保健室のパソコンで可能	人数	53	32	29	0	1	5	120
	(%)	(16.9%)	(20.0%)	(87.9%)	(0%)	(50.0%)	(83.3%)	(23.3%)
インターネットの使用だけ保健室で可能	人数	49	38	1	1	0	1	90
	(%)	(15.7%)	(23.8%)	(3.0%)	(100%)	(0%)	(16.7%)	(17.5%)
メールの使用だけ保健室で可能	人数	0	1	0	0	0	0	1
	(%)	(0%)	(0.6%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0.2%)
保健室では不可能だが職員室などで可能	人数	144	62	0	0	0	0	206
	(%)	(46.0%)	(38.8%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(40.0%)
自宅（携帯）で使用している	人数	36	13	2	0	1	0	52
	(%)	(11.5%)	(8.1%)	(6.1%)	(0%)	(50.0%)	(0%)	(10.1%)
その他	人数	31	14	1	0	0	0	46
	(%)	(9.9%)	(8.8%)	(3.0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(8.9%)
合計	人数	313	160	33	1	2	6	515

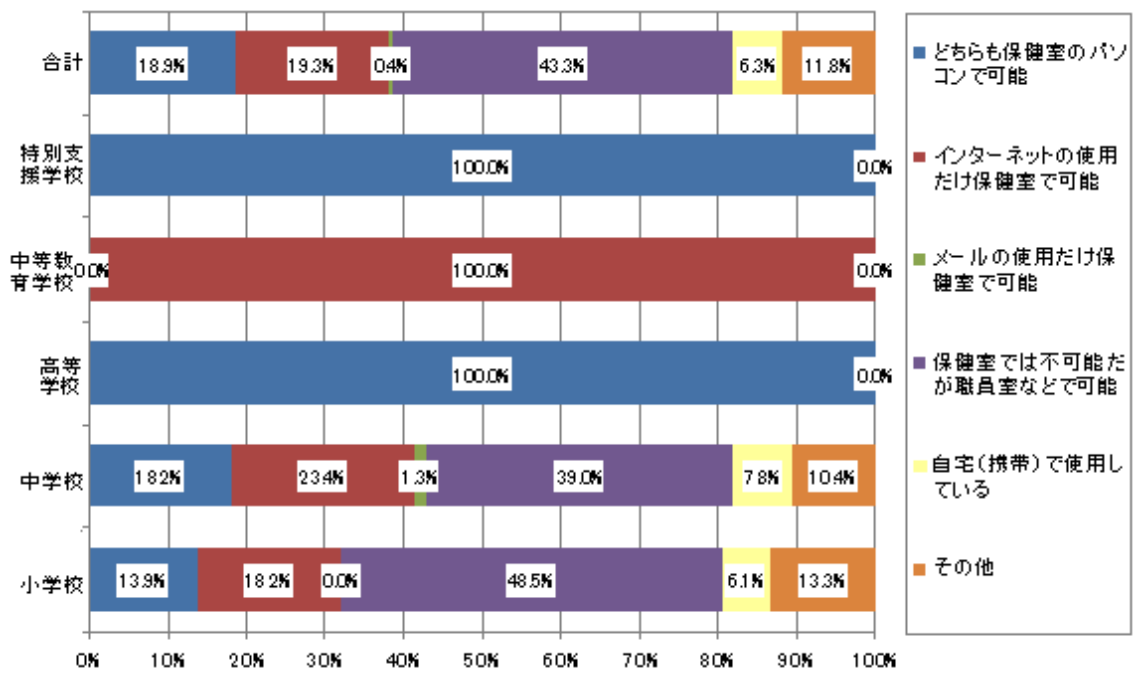


図 2.2.23 : IX. 保健室で「インターネット」や「メール」の使用が制限されているか  
(複数回答)

## X. 本研究テーマに対する感想（複数回答）

本研究テーマに対する感想として、小学校、中学校、高等学校ともに同程度の傾向であったが、全体で最も多かった回答は、「いい保健室ネットワークを作ってほしい」という期待であった（23.5%）。また、「興味がある」、「研究結果を知りたい」は、それぞれ全体の18.9%、14.8%を占めており、期待と興味を持っている者が全体の6割近くを占めていた（表2.2.15、図2.2.24）。

一方、「むずかしそう」、「よくわからない」という回答は、それぞれ全体の9.3%、16.2%であった。また、「個人情報保護が気になる」と回答した者は、全体の13.9%であった（表2.2.15、図2.2.24）。

表 2.2.15：本研究テーマに対する感想（複数回答）

研究テーマの感想		勤務校種						合計
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	幼稚園	特別支援学校	
興味がある	人数	90	59	14	0	1	1	165
	(%)	(17.7%)	(21.3%)	(20.3%)	(0%)	(33.3%)	(8.3%)	(18.9%)
むずかしそう	人数	51	24	5	0	1	0	81
	(%)	(10.0%)	(8.7%)	(7.2%)	(0%)	(33.3%)	(0.0%)	(9.3%)
いい保健室ネットワークを作ってほしい	人数	116	63	21	1	0	4	205
	(%)	(22.8%)	(22.7%)	(30.4%)	(100%)	(0%)	(33.3%)	(23.5%)
研究に参加したい	人数	7	3	1	0	0	1	12
	(%)	(1.4%)	(1.1%)	(1.4%)	(0%)	(0%)	(8.3%)	(1.4%)
研究結果を知りたい	人数	75	38	13	0	0	3	129
	(%)	(14.7%)	(13.7%)	(18.8%)	(0%)	(0%)	(25.0%)	(14.8%)
個人情報保護が気になる	人数	70	40	9	0	1	1	121
	(%)	(13.8%)	(14.4%)	(13.0%)	(0%)	(33.3%)	(8.3%)	(13.9%)
困っている事例で相談したい	人数	0	3	0	0	0	0	3
	(%)	(0%)	(1.1%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0.3%)
よくわからない	人数	90	43	6	0	0	2	141
	(%)	(17.7%)	(15.5%)	(8.7%)	(0%)	(0%)	(16.7%)	(16.2%)
その他	人数	10	4	0	0	0	0	14
	(%)	(2.0%)	(1.4%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(1.6%)
合計	人数	509	277	69	1	3	12	871

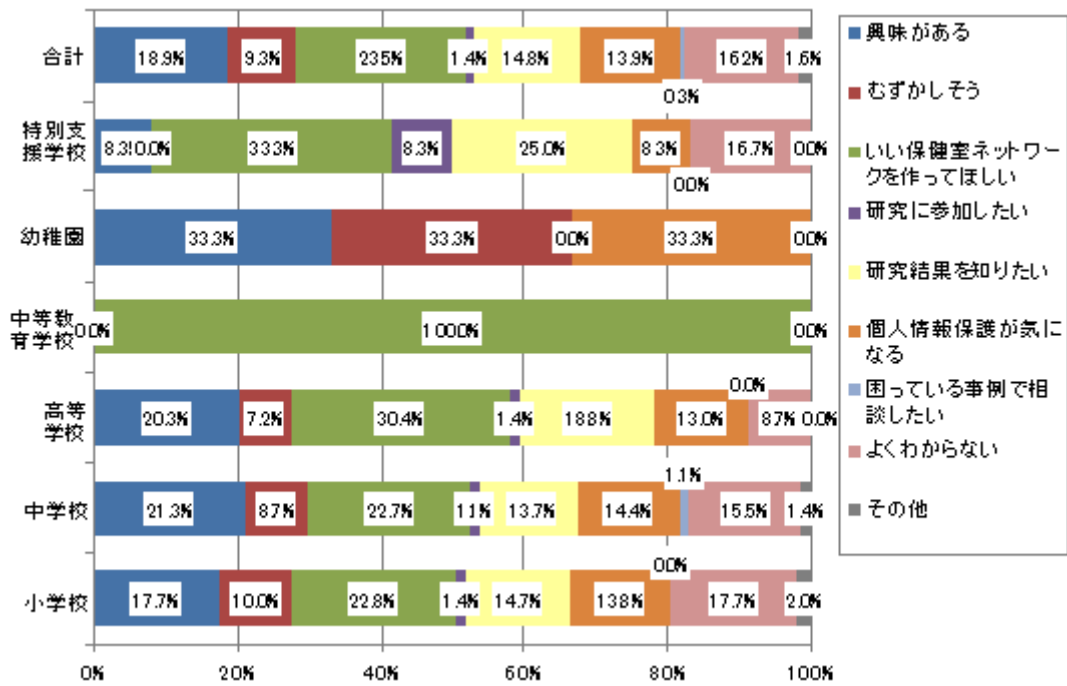


図 2.2.24：本研究テーマに対する感想（複数回答）

## XI. 子どもの安全や危険への対処について他の養護教諭にも伝えたいと思っていること

(自由記入欄担当 名古屋市立大学 松浦 康之)

その他（これまでの経験で伝えたいこと）の項目からは、**83件抽出**された。その中の主な記述内容を以下に示す。

「経験年数が短いため、ベテランの先生方から様々なことを学びたい。」

「養護教諭は個々のケースについて、どこまで介入するべきなのか迷うことが多い。」

「休憩時間や放課後など、教師の目が届きにくい時間帯にいじめなどの問題行動が起こっているため、可能な限り、校内の巡視をして、早く発見し、対応の遅れがないようにしたいと心がけている。」

「法律上について勉強する必要があると考える。」

「養護教諭の自己研修の意欲を高めることが必要」

「養護教諭として、どのように児童・生徒へ関わっているのか悩んでいるので、同じ悩みを共有し、解決していきたい。」

「デートDVなどの家族以外の相談も増えている。」

「起こってからでは遅い、常に最悪を想定して考えて動く。」

「虐待と思われる場合は、迷わず外部機関へ連絡して協力を、又、地域からの情報がポイントになる。」

「様々な形のオリジナルネットワークがあるとたすかる。」

「関係機関と連携できる体制をつくるには、校内連携と管理職の姿勢が大きく影響すると感じる。」

「校種間での温度差をととても感じます。」

「子どもの携帯、インターネットに関わるトラブルは思っている以上に深刻であること。

高校ではもう遅い。小学校から予防教育が必要（携帯を持つ前）。」

「子どもの心身の危険信号を早期発見する「気づき」が、とても大切。」

「養護教諭同士が共有しあい、つながりあうこと、一人で悩まないこと」

「ブログへのアクセス数を増やし、競うために、内容や写真が過激になり、うそや他の人を利用した発信をしている。」

「積極的に関わり養護教諭としての技量を高めることだと思う。」

「パソコンや携帯電話など、常にコンピュータを相手に夜更かししている生徒がたくさんいる。」

「養護教諭の単独では考えられないほど、複雑化している。」

「災害発生後のケアについて」

「子どもの抱えているものの受け皿（受け止め導く）となるべき場所が、学校へとかなりの比重で移っている気がする。」

「子どもたちの危険信号を見落とさない為の日頃の観察と担任との情報交換・全校総体として取り組める組織体制と町や関係機関との連携・将来的なことを考えて（教員は長くても一校に7年勤務なので）、町の関係機関と情報交換をして、つなげていくこと（安心して転校できるように）。」

「携帯での問題は思った以上に深刻だと思う。児童・生徒同士で広まるサイトの種類は様々で、モラルも秩序もあつたものではない。特に、県内限定サイトなどは、援交や風俗関係のアルバイト広告が平然と載っている。」

「自分が持っている事例について、個人情報にかからない範囲で情報を共有したいが、会合等の時間がないこと。」

「様々な家庭があり、その中で育っていく子どもたちへの対応のあり方について、伝え、話し合っていきたい。」

「虐待について、地域保健師との連携がもっとできたらと思う。学校の情報を保健師へ提供し、良いアドバイスをもらったり、保護者への精神的サポートなど、連携した支援が必要だ。」

「施設へ行っても、帰ってこられる家庭、地域を準備できるよう、分離にて残った親への継続的サポート（教育相談とか児相ではなく、地域の精神保健活動としての）が、学校や地域と連携して行うべき。」

「相談しやすい保健室運営を心がけている。ささいなことでも話せる雰囲気づくり、心にゆとりを持って接するようにしている。」

「親が自殺した子どもの心のケア」

「異性関係の危険性の高い方へ進んだりしてしまうこと」

「子どもの背景を知ること、家庭のことなのでどこまで手を出していいのか悩む担任もいる。」

「解決方法が単一的思考の中でとどまっている。よりよい解決方法を提示できたらと思う。」

### 2.2.3 養護教諭へのアンケート調査結果の考察

児童・生徒の年齢が高くなるほどトラブルなどの事例が多くなっており、特に**中学校、高等学校の養護教諭が抱えているトラブルが多い**ことが明らかとなった。一方、小学校では年齢が低いことからトラブルの事例は中学校、高等学校と比べると少数であったが、パソコンや携帯電話の使用の低年齢化が進む傾向にあるため、今後は小学校でもこのようなトラブルの事例が増える可能性がある。このようなトラブルは犯罪に発展することもあるため、子どもの心身の健康やその周辺の情報を多く入手できる保健室におけるネットワークを構築することは、各種の危険信号をいち早くキャッチし、犯罪被害の防止にも有用である。

また、近年増加している児童・生徒の問題行動による事件に対し、学校と家庭、地域、関係機関等が一層、緊密に連携し対応していく重要性が増しており、学校では今まで以上にきめ細やかな児童・生徒の生活指導が必要になると同時に、家庭や地域・児童相談所・警察等との連携や協力を強めることが求められている。本調査では、**約半数の学校でいつでも児童相談所や警察等との連携体制が作られている**と回答していた。

また、問題が生じた際の対応について**アドバイスを求める相手として、管理職や生徒指導担当の教諭、養護教諭担当の指導主事、先輩養護教諭、養護教諭仲間**を挙げた者が多くみられた。これらとともに、児童相談所や警察などとの連携をサポートする保健室ネットワークの必要性が示唆された。

保健室ネットワークを実現する上で重要となる被害者や関係者の**個人情報**の保護について、**決まったルールがない学校や、児童・生徒の問題を匿名で研究会や学会等に発表し、他校の養護教諭等と交流することについて、許可や申請についても決まりがない学校**が多くみられた。また、これらが情報の公開や共有の足かせとなっていることが考えられる。このため、**個人情報の保護や情報・データの公開についてのガイドラインやマニュアル**を作成することによって、**適切かつ安全に情報交換を行う手段を提供することが保健室ネットワークの実現に大きな役割を果たす**。

また、保健室ネットワークにおける、**メーリングリストへの参加意欲も特に高等学校で高い傾向**がみられた。小学校では参加意欲は低い傾向にあった。インターネットやメールの使用状況をみると、**高等学校ではほとんどの保健室でインターネットやメールが使用できるように、保健室でのパソコン環境が整備されていた**。パソコン環境があまり整備されていないことが、小学校、中学校でメーリングリストへの参加意欲が高くない要因の一つと考えられた。保健室でのパソコン環境が整備されていない学校では、職員室のパソコンを共用せざるを得ない状況にあり、プライバシーの保護や利用の制限等によってメーリングリストへの参加がしにくいと考えられる。共用パソコンを使用する際のセキュリテ

イ等、共用パソコンでもメーリングリストへの参加ができるようなシステム環境についてのマニュアルを作成することによって、メーリングリストによる情報の共有が可能となると考えられる。

また、本プロジェクトの**保健室ネットワーク**に対して興味や期待を持っている**養護教諭も多い**ことが明らかとなった。保健室ネットワークの構築へ向けて、重要な基礎資料となった。

以上より、本調査において、**保健室ネットワークの実現は可能**であることが示唆され、実際に**養護教諭**からもネットワークの必要性や期待の声が多数寄せられた。また、**保健室**は、**子どもの安全を見守り、適切に早期対処していく上で非常に大きな役割**があり、本プロジェクトで目指す**保健室ネットワークの構築の可能性**はあることが明らかになった。

「保健室ネットワークによる子どもの危険への対処」に関する  
基礎調査について（お願い）

この調査は、（独）科学技術振興機構（JST）の研究開発プログラム「犯罪からの子ども  
の安全」における研究助成を受けて行うものです。

昨年1月17日に中央教育審議会より「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保す  
るために学校全体としての取組を進めるための方策について」が答申され、今年4月1日  
から学校保健安全法等が施行されるなど、学校における危機管理は子どもの安全を守る  
上で不可欠の課題になっています。

特に、保健室は子どもの心身の健康やその周辺情報が入手できる場であることから、  
犯罪につながるようなトラブルの危険信号を察知することで、被害の防止に役立つとい  
う機能を発揮することができます。まさに、保健室は心身の健康の危機管理の拠点だと  
言えます。

しかしながら、日常的な情報交換をすることはあっても、「子どもの危険への対処」  
という意識のもとで、一人一人の養護教諭が経験知を共有するといった取り組みはほと  
んど行われてきませんでした。

そこで本研究では、保健室等において「いじめ」や「虐待」など子どもの心身の危険  
信号を早期発見する「気づき」や「観察力」のスキルを開発し、予防のための対処方法  
をマニュアル化することによって、関係者が情報共有できる開かれた保健室ネットワ  
ークを構築したいと考えています。

お手数をおかけしますが、何卒、調査へのご協力をお願い致します。

＜調査にあたって＞

- この調査への参加は、自由意思に基づくものです。
  - 参加途中、参加終了後いつでも随時撤回できます。
  - この調査にご協力いただかないことで不利益を生じることは一切ありません。
  - ご回答の内容は本研究以外の目的に使用することはありません。
  - プライバシーの保護に配慮し慎重に取り扱いますが、記入に当たっては子ども  
個人が特定されるような表現は控えて下さい。
  - 本調査票にご記入くださったことをもって、この調査研究への同意をいただいたこ  
ととさせていただきます。
- 以上のことをご理解の上、何卒、調査票へのご記入をよろしくお願い申し上げます。

2009年12月

保健室グループ代表 : 三木とみ子 (女子栄養大学)  
同 副代表 : 後藤ひとみ (愛知教育大学)  
研究プロジェクト代表 : 宮尾 克 (名古屋大学)

- ご回答は、上記3名にお渡しいただくか、返信用封筒で後藤ひとみ副代表にお送りくだ  
さい。

なお、保健室ネットワークのメーリングリストにご参加いただける場合、先生のメールア  
ドレスを別紙の連絡票でお知らせください。回答とアドレスを分離して入力しますので、  
事例の個人情報の特定を避けることができます。

＜送付先＞〒448-8542 刈谷市井ヶ谷町広沢1 愛知教育大学養護教育講座 後藤ひとみ

<回答のしかた>

- ・当てはまる回答を選び、番号に○印を付けて下さい。
- ・その他の場合やご意見は、( )内に具体的に記入して下さい。

I 現在の勤務校種を教えてください。大学院に就学中の方は入学前の校種を選んで下さい。

1. 小学校 2. 中学校 3. 高等学校 4. 中等教育学校 5. 幼稚園 6. 特別支援学校 7. 現在院生(ここと入学前にo) 8. 大学等の教員 9. その他( )

II 養護教諭としての経験は何年ですか。数字をご記入下さい。 ( )年目

III これまでに、下記のような事例にかかわったことがありますか。

(1) メールやブログへの書き込みによる友達関係のトラブル

1. ある 2. ない 3. 直接かかわってはいないが身近で起きた

↓

- ・被害を受けた子の学年は? 校種: \_\_\_\_\_ 学年: \_\_\_\_\_ 年生  
・この事例への対応で困ったことは? ( )

(2) 出会い系サイトによるトラブル

1. ある 2. ない 3. 直接かかわってはいないが身近で起きた

↓

- ・被害を受けた子の学年は? 校種: \_\_\_\_\_ 学年: \_\_\_\_\_ 年生  
・この事例への対応で困ったことは?  
( )

(3) 家庭で虐待を受けているケース

1. ある 2. ない 3. 直接かかわってはいないが身近で起きた

↓

- ・被害を受けた子の学年は? 校種: \_\_\_\_\_ 学年: \_\_\_\_\_ 年生  
・この事例への対応で困ったことは?  
( )

(4) いじめによる心身の訴えや悩み

1. ある 2. ない 3. 直接かかわってはいないが身近で起きた

↓

- ・被害を受けた子の学年は? 校種: \_\_\_\_\_ 学年: \_\_\_\_\_ 年生  
・この事例への対応で困ったことは? ( )

IV 現在の勤務校(院生は最後の勤務校)では、上記のような問題を想定して、いつでも専門機関(児童相談所、警察など)と連携できる体制が作られていますか。

1. はい 2. いいえ  
(1. はいの方→具体的に )

V 現在の勤務校では、上記のような問題を想定して、被害者や関係者の個人情報の保護について定めたルールがありますか。(児童・生徒の問題の情報を交換・連絡する際)

1. はい 2. いいえ (1. はいの方→具体的 )



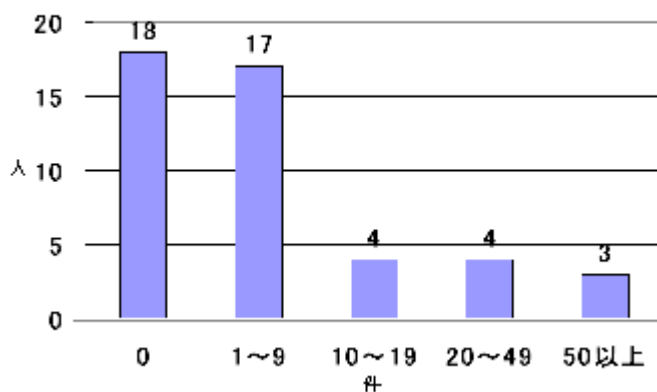
### 2.3. 熊本県南小国中学校教頭・桑崎剛氏の「現場からの報告」

熊本県南小国町立南小国中学校 桑崎 剛

保健室のアンテナ機能について

生徒の変化は保健室で最初に気づくことが多い。次のグラフは南小国中学校の昨年度、冬休み最終日に3年生46名のメールの処理件数を養護教諭が調査したものである。大半はケータイメールである。ケータイショップが1軒もない南小国地区でも、都市部と同様に中学生のケータイ依存の状況があり、それは保健室がアンテナ機能を発揮している。

1月9日 前夜のメール処理件数

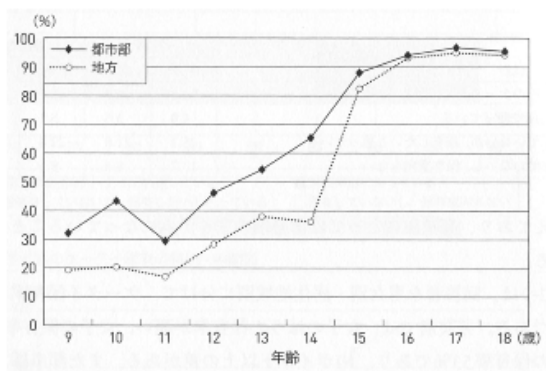


保健室から感じること 養護教諭からの指摘（健康面で心配なこと）

- ・深夜のメール返信による寝不足（早朝からの保健室利用）
- ・別れの挨拶は「バイバイ、じゃあネ」→「後でメールでね！」に変化した。

子どものケータイに関する問題は、都市部の問題という認識は正しいか？

都市部と地方部は15歳未満まで、携帯の所持率に差があるが、高校生になればほぼ同じになる。中学生時代の情報リテラシーの学習・経験のなさが、そのまま高校に持ち込まれる状況である。（都市部とは首都圏4県、愛知、大阪、京都、兵庫）

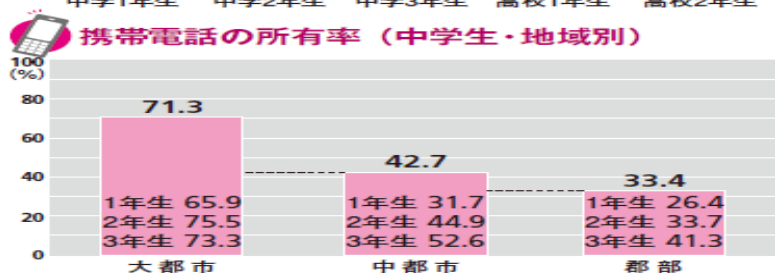
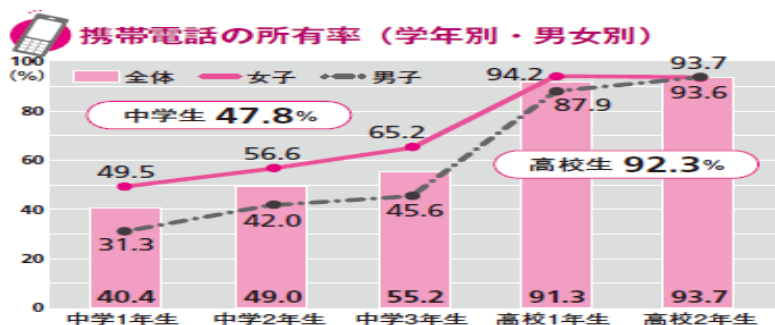


### 都市部・地方部のケータイ所持率比較

出典:世界と子どものケータイコミュニケーション / モバイル社会研究所

ケータイの所有率と男女差

ケータイの問題はよく女子の問題と言われるが、その根底には所有率そのものの違いがある。（ベネッセ研究所および寝屋川市教育委員会の調査による）



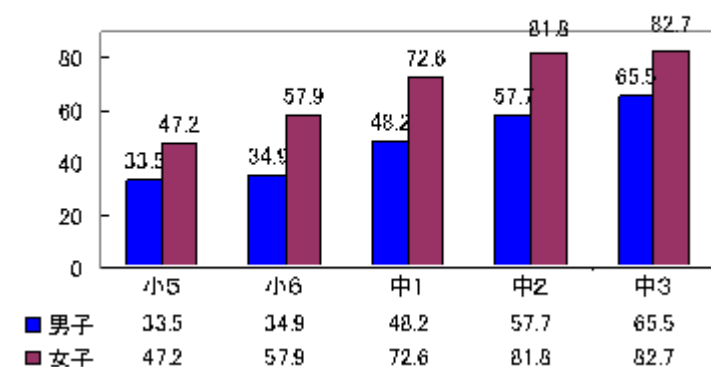
通話利用中心の欧米諸国 → 問題は比較的少ない。

ケータイのメール, ウェブ利用が

活発な日本や一部アジアの先進国は → 問題が多発している。社会問題化している。

※独自の取り組みや環境整備が必要。（欧米にお手本がない!!!）

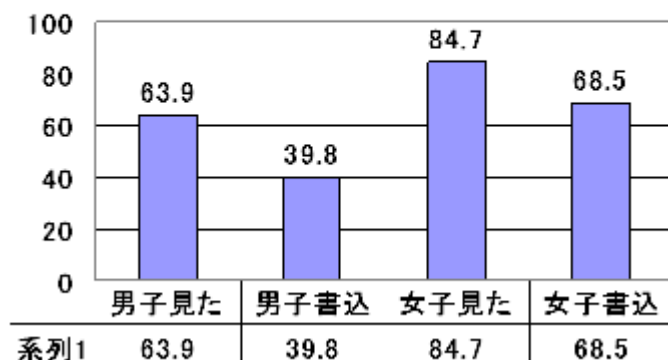
## 携帯電話を持っていますか？



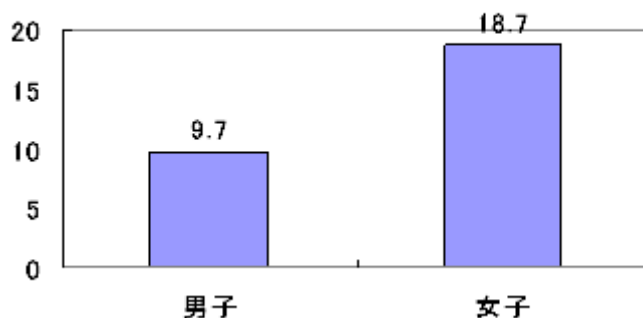
ケータイの利用における男女差

所有率の男女差もさることながら、その利用においても男女差が見られる。以下の寝屋川市教育委員会の調査で判明する。

### ホームページを見た ホームページに書き込んだ



### 掲示板に悪口書かれた (%)



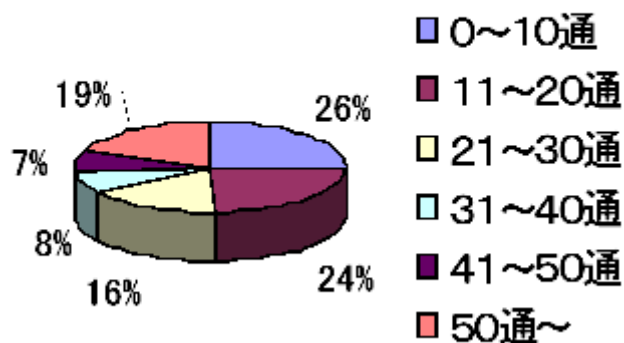
(大阪の寝屋川市教委が、中学生を対象に行った携帯電話に関するアンケート調査を行なった。アンケートは2007年12月、市立中学7校で、各学年から1クラスを選び、計約730人を対象に行なった。ケータイの所持率は女子が83.8%、男子が65.4%。このうち、女子の35.3%と男子の21.0%が1日3時間以上、電話やメールなどでケータイを使っていた。ケータイを持っている女子の49.8%、男子の21.0%がホームページを開設しており、女子の52.0%、男子の31.8%は「会ったことのない人とメールしたことがある」と答えた。ホームページには、本名や年齢、学校名のほか、自分の顔写真を掲載しているケースもあった。ケータイを持っている女子の18.7%、男子の9.7%がネットなどで悪口を書き込まれた経験があった。結果を受け、市教委は「ネットいじめなどのトラブルにつながりかねない」として、ケータイの使用規制を呼びかける「寝屋川携帯三ヶ条」を2008年1月に制定した。  
○使用は午後9時まで ○学校には持って行かない ○出会い系サイトなどに接続できなくするフィルタリング(選別)機能を付ける を盛り込んでおり、保護者に周知している。)

## メールによる影響

中高校生にとってメールに影響は計り知れない。特に、朝日新聞社のウェブアンケートサイト：アスパラアンケートでは、中高校生10万人のデータから、一日あたりのメールの多さと、異常なまでの返信時間の早さが確認できる。特に、「速攻レス」といわれる即答返信により、深夜のメールにより就寝時間が遅くなることがわかる。

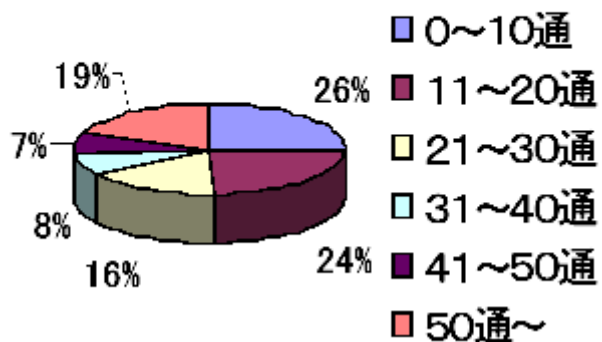
### 平均メール受信数(1日あたり)

朝日新聞アスパラアンケートより HI9.7月実施(10936件)



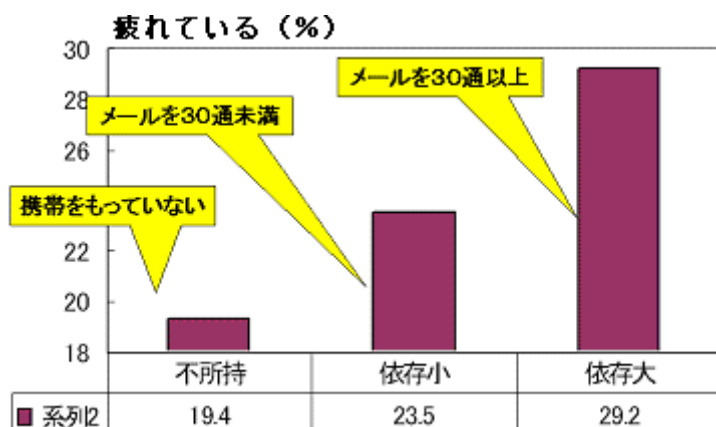
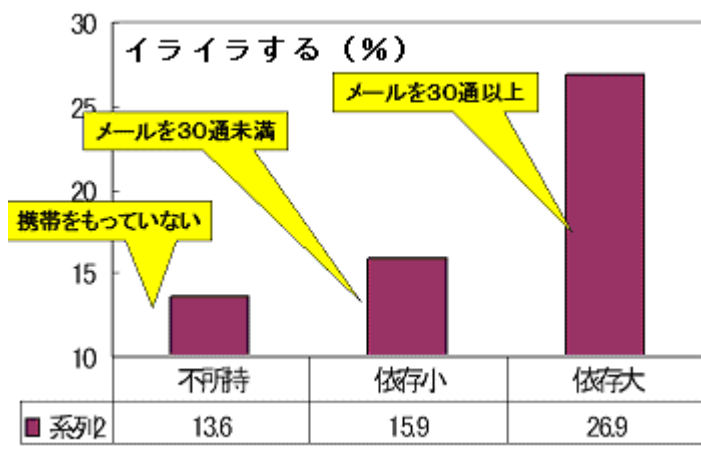
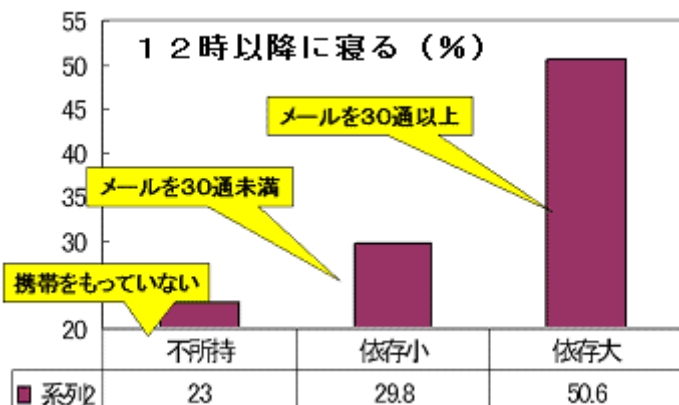
### 平均メール受信数(1日あたり)

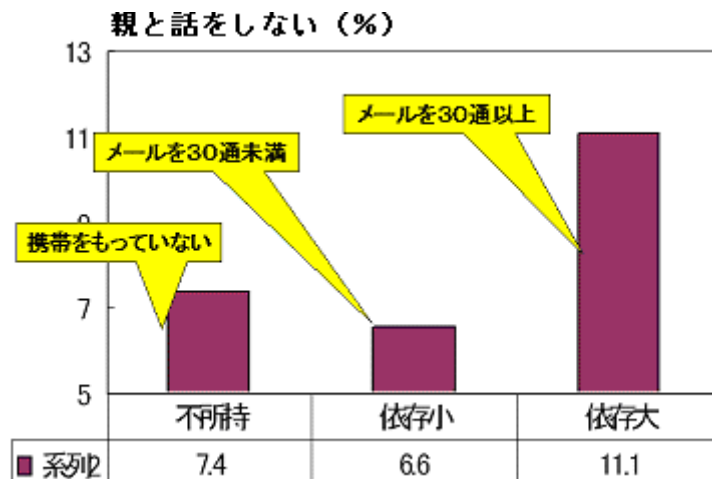
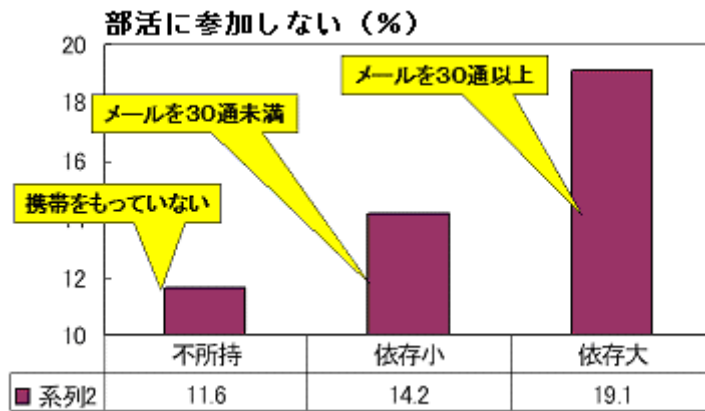
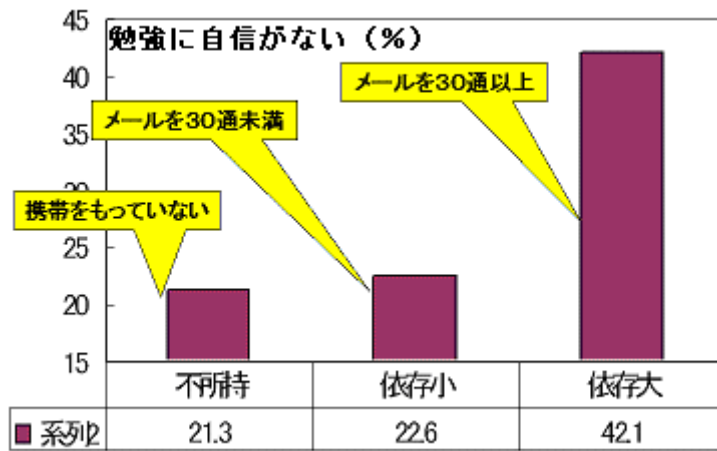
朝日新聞アスパラアンケートより HI9.7月実施(10936件)



### ケータイ利用における影響

寝屋川市教委の調査（前述）では、ケータイ利用に関して、メールの処理件数に着目し、①ケータイを所持しないグループと、②メールの件数が一日で30未満のグループ（ある程度適正に自己規制がある集団）、③メールの件数が30以上のグループ（メール依存に近いと思われるグループ）、の3つに分けて、健康面とメンタル面への影響を分析し、その有意差を認めており、前述した養護教諭の指摘と合致する。

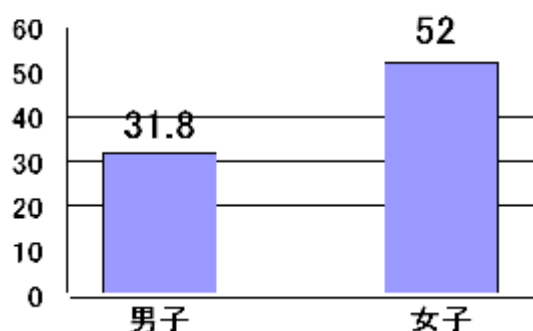




ケータイによる規範的な部分への影響

メールによる影響の他に、規範的な部分での影響も多い。特に女子においては影響があると思われるが、寝屋川市教委の調査にも表れている。

### 会ったことのない人とメール (%) (女子が半数以上)



#### 生徒指導・学級担任との連携

全国4万の保健室は、子どもの体の健康に関する役割を中心に以前は担っていた。このことは今も変わらない。

しかし、前述したように今の学校においては、それ以外に、子どものメンタル面の役割が大きな割合を占めるようになってきている。子どもの心と体の情報に関して、アンテナやセンサーとしての機能や、教育相談・健康相談としての機能という重要な任務も担っている。そして、それらの子どもの変化は学級より先に気づくことが多い現状がある。特に、中高等学校においては教科担任制のため、教科によっては学級担任の授業が週に1～2時間ということも多く、朝夕の短いホームルームを含めても、受け持ちの生徒との接する時間は多くない。それゆえ、以前にもまして、保健室からの情報は学級指導や生徒指導にとって重要となっている。

#### 個人情報の取り扱いについて

**実例：**生徒指導主事や養護教諭はその役割をより充実させるため、教育委員会主催、教育研究会主催の研修会を定期的に行っている。そして、その研修では、事例研修のケーススタディとして、生徒名を伏せて詳細な情報交換を行っている例がほとんどである。個人が特定できない個人情報保護の範囲では、保健室ネットワークでの情報も同様であると考える。

**課題：**生徒指導主事や養護教諭が研修会で報告する際の事例報告範囲はそれぞれの判断で行っていることが多い。そのため、管理職に了解が必要だと認識するレベルに差異が生じる。そのためガイドラインを設ける必要があると思われ、保健室ネットワークのように広域にわたる場合は特に必要である。

## 2.4. 保健室ネットワークと養護教諭

保健室ネットワークを中心的になうのは養護教諭である。ここでは、保健室ネットワークの代表である三木とみ子氏と副代表である後藤ひとみ氏の報告を掲載する。

### 2.4.1. 学校安全における保健室のセンター的機能と養護教諭の役割

#### －中央教育審議会答申・学校保健安全法を受けて－

女子栄養大学 三木とみ子

中央教育審議会答申において保健室は「学校保健活動のセンター的役割」

子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携する必要がある。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。

#### <学校安全と保健室・養護教諭>

##### 1. 学校における学校安全活動と養護教諭の関わり（四訂養護概説より一部筆者改変）

ゆとりの中で生きる力を育む教育の推進が求められ、健康や安全はこの基盤であり柱である。これからの学校における安全教育活動は、全ての教職員が係わらなければならない。養護教諭は従来から学校安全の諸活動において、「けがや事故の応急処置」や「安全点検」等主として安全管理的な係わりが中心であった。しかし、日々惹起する様々な心身の健康問題や事故・災害などへの対応は、管理的な側面にとどまらず、安全教育、保健教育面や組織活動を含めた対策が欠かせない。さらに、事故、災害後の心や体への健康問題に関わる健康相談活動にも期待が寄せられている。すなわち、**養護教諭に係わる学校安全活動は①「けがや事故が起きた時点での対応」 ②「起こす前の対策」 ③「起こした後の外傷後ストレス障害（以下PTSD）を含めた心の健康対策」**等、けが、事故、災害を軸に「養護教諭の職の特質」や「保健室の機能」を生かして係わるが必要となってきた。ここでは、「学校安全活動」の「学校」の用語に特に意義があることを強調したい。「学校」は、その独自の果たす「教育機能」役割を担い、そこに学校安全が教育として機能させるということが明確化できるからである。子供たちが単にけがや事故を起こさないための教育はもとより教育目標の具現化いわば人格の形成に果たす学校安全活動の果たす役割が「学校における」に深い意義付けを持たせる必要がある。社会の急激な変化に伴い学校安全活動の一翼を担う

保健室でのけが等の対応においても、従来以上に不安やストレスなど複雑な背景要因に留意することが求められるようになってきた。保健室の運営に当たる養護教諭は「けがや事故を起点としてその背景の分析と適切な処置そしてアフターケアまでを一連の教育活動」として総合的な展開が必要である。このことが生きる力を育むこれからの学校安全活動に関わる保健室の機能として一層強調されるものとなろう。すなわち学校安全活動を推進するための養護教諭の果たす役割や保健室の機能は時代を超えて変わらない価値あるものを基盤にしつつ変化への的確な対応が一層求められ、特に学校安全活動における教育的側面と管理的側面の一体化が重要になってくる。

## 2. 保健室の機能と特質 —保健室には教室と異なった特質がある—

保健室はいつでも、誰でも、どのような理由でも来室でき、しかも常に医学的・看護学的素養を持った養護教諭が常駐し、心と体の居場所となっている。さらに心身の健康に関わるケア、相談、学習など教室にはない空間を有している。保健室の役割として健康診断、健康相談、救急処置（学校保健法第19条）の他に保健室来室の多様化、複雑化に伴い、①個人・集団の健康課題など情報収集の把握と管理 ②救急処置や休養の場 ③保健指導や健康相談活動の場 ④資料教材開発と管理 ⑤児童生徒の健康づくりのセンターとしての場等様々な機能を果たしている。これらの機能は、安全教育活動と深い関わりを持ち、養護教諭はその運営をする必要がある。

## 3. 保健室から、学級が見える、家庭が見える、安全活動が見える

### —安全上の喫緊の課題の把握が可能—

保健室を訪れる子供たちのけがや事故の様子からその背景を深く分析してみると背景に様々な実態が浮きぼりになる。例えば、けんかによる眼の外傷や腹部の打撲の関連、いじめなど友だち関係の問題、又、骨折、捻挫など体育時マットの置き方の問題から学級経営や教科経営の課題が分かる。さらに、指や足を挟んだ等の事故から防災扉や校門の扉の損壊が原因、転落事故による頭部打撲が体育用具や遊具の損傷が原因であったこと問題。このように保健室は直面したけがや事故の要因の分析を通して潜在危険に気づく。学級経営の課題把握や家庭の様子から自校の学校安全教育活動上の喫緊の課題を探りいち早く連絡し次の事故の防止に寄与している。

## 4. 救急処置は生きた安全教育の場 —安全管理と安全教育をつなぐ架け橋—

吉田<sup>1)</sup>は、安全教育の方法原理として①一回性の原理 ②危険予測の原理 ③自己統

制の原理 ④基本的な生活習慣確立の原理 ⑤地域性の原理をあげている。この5つの方法原理を保健室での対応と照らしてみた場合、すべての面から相応の対応をしている実態に気づく。例えば、救急処置でけがや事故の軽微に関わらず「かけがえのない生命の大切さ」を説く。不注意な行動によるけがや事故の多発者に対しては飛び出しによる交通事故などの潜在危険ありと判断し学級担任や家庭との連携を密にした対応に当たる。けがや事故の子供の生活が睡眠不足や朝食欠食、疲労などの生活習慣の乱れへの対策。又朝の登校時にガードレールの破損部分への接触によるけがの場合の管理職への報告。さらに先の放射能事故や大地震などの自然災害時の対策やその後の心的ケアなどである。目の前のけがや事故など直接的なひやり体験を題材としてタイムリーな生きた安全教育・管理を展開しているのである。これらは養護教諭が毎日の執務でこれらの視点を意識することが鍵となるが必ずしも十分とはいえないと思われる。この意識の実態の把握は今後の課題としたい。すなわち、保健室は「命を育み、育てる」ことを基盤にした安全管理と安全教育をつなぐ架け橋となっていることを改めて捉え直しをする必要がある。

#### 5. 今後の課題と展望 —存在としての保健室から機能する保健室への意識改革—

保健室の機能から安全教育活動との関連について述べてきたが、保健室の運営を担う養護教諭各自が毎日の執務の中でこの関連性をまずは「意識化」することと関係者の再認識が最大の課題といえる。新学習指導要領では実習・実験など体験的な指導法を取り入れ実践的な理解や実践力を高めることが求められ、安全教育においては特に自然災害への対応、応急手当の実践力などが強調されている。保健室を直接運営する養護教諭の安全教育活動に関わる今後の課題として、①安全教育活動の視点を踏まえた保健室経営の重要性の意識改革と関係者の再認識 ②養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした学校安全活動への捉え直しと変化に即した役割の調査研究 ③事故や災害における心の健康問題への特に心的な外傷後の心のケアの対策の構築 ④保健管理と安全管理及び指導との連携の在り方 ⑤救急処置等への保健の授業への積極的参画と指導方法の開発研究 ⑥学校安全と総合的な学習に果たす養護教諭の役割の研究等があげられる。21世紀の新たな時代に向かいこれからの安全教育活動に果たす保健室は、従来からの救急処置や安全点検など時代を超えて変わらない不易な部分を基盤に置きつつ社会の変化に伴う変化に即したいわゆる存在から機能する保健室への転換が求められ今後益々重要となり期待は大きい。

## 6. 養護教諭の職務と学校安全活動との関連

養護教諭が学校安全活動に関わる機会は教育職員としての立場と専門職としての養護教諭の専門性又保健室を運営する観点から、生活安全、交通安全、災害安全等安全管理や安全教育の諸活動が上げられる。また、児童生徒への対応の場面から見た場合は主として先にも挙げたように次のような機会が考えられる。第一は、けがや事故への直接の対応、第二は事故や災害などの後に起こる心的外傷後ストレス障害への心の健康への対応、さらに、事故や災害が起こる前の予防的な日常的対応、例えば、生活習慣の改善などに関わる日常指導や危機管理的対策としての日常管理的な整備である。

さらに、養護教諭は保健室を運営する役割を担っている観点から、保健室の機能を十分に生かしたけがや事故への対応によって、安全活動組織や、生徒指導組織への適切な橋渡しが可能となり問題解決につながるものとなる。その場合養護教諭の具体的職務内容毎に教育安全活動についての養護教諭の職務内容と学校安全活動との関連を表に示した。

〈参考文献〉

- 1) 吉田瑩一郎編：子どもの命を育む学級における安全指導と展開，P. 23, ぎょうせい, 1993.
- 2) 前掲書 1 第 9 章（三木とみ子：安全指導における保健室の役割と養護教諭），P. 288-230
- 3) 三木とみ子他：学校安全教育活動に果たす養護教諭の役割に関する研究：安全教育研究 2004

表2.4.1.1. 養護教諭の役割などと学校安全教育活動との関わりの例（三木 2008）

	養護教諭の役割		安全管理・安全教育との関わり
	項目	内容	
情報の把握	学校保健情報の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体格、体力、疾病、栄養状態の把握</li> <li>・生活習慣の状況の把握</li> <li>・不安や悩みなど精神の健康に関する把握</li> <li>・性に関する情報など</li> <li>・保健室で捉えた傷病の実態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツテスト等への協力</li> <li>・安全に関する調査への協力</li> <li>・生活習慣と病気やけがの実態と背景の分析</li> <li>・心の健康と安全に関する調査の実施</li> </ul>
保健管理的活動	救急処置及び救急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の救急処置</li> <li>・学校行事に伴う救急処置</li> <li>・緊急時の救急処置、救急体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けがや事故発生時の通報の仕方、応急処置（消毒法・包帯法）</li> <li>・緊急事故発生時の体制の確立と研修</li> <li>・緊急時の際の連絡先の周知と確認</li> <li>・災害発生時の防災体制の周知と確認</li> <li>・事故や災害に伴う心のケアに関する理解と対応と研修（PTSDへの対応）</li> </ul>
	健康診断・疾病予防・健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定時・臨時の健康診断の実施計画の立案、準備、実施、評価</li> <li>・健康診断の事後措置に関する計画</li> <li>・健康相談対象者の把握と実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活上、要配慮児童生徒の把握と周知</li> <li>・健康診断の受け方</li> </ul>
保健教育的活動	保健教育（保健指導及び保健学習）	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;集団&gt;</li> <li>・学級活動・ホームルーム活動での安全指導</li> <li>・学校行事などの事前指導</li> <li>&lt;個別&gt;</li> <li>・心身の健康問題のある児童生徒への個別の指導</li> <li>・健康生活習慣に問題のある児童生徒への個別の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校行事に伴う安全指導（遠足、旅行的行事、水泳・マラソン大会、運動会）</li> <li>・児童集会で安全に関する研究発表</li> <li>・学級活動での指導</li> <li>・保健学習における授業への参加・兼職発令</li> <li>・けがや事故を起こしやすい子、けがの加害者になることが多い子、服装のみだれが気になる子・極端に落ちつきのない子、耳の聞こえない子、視力の弱い子への安全対策の検討と対応</li> </ul>
健康相談活動	健康相談活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護教諭の職務の特質を生かす</li> <li>・保健室の機能を生かす</li> <li>・校内、校外の関係者との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康の状況とけがの発生要因との関係</li> <li>・事故や災害後の体や心の健康への影響に対する心と体のケア</li> <li>・PTSD等に関する知識理解と対応への研修</li> </ul>
保健室経営	保健室の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室の施設及び器具などの整備設備</li> <li>・救急薬品、材料の整備保管</li> <li>・保健に関する諸帳簿の整備</li> <li>・健康観察の計画と活用</li> <li>・情報の収集と活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察の結果の安全管理や指導に活用</li> <li>・保健室備品類の安全な取り扱い</li> <li>・保健室薬品類の安全管理</li> <li>・傷病記録（けがの記録含む）の集計</li> <li>・日本体育・学校健康センター給付金対象の事故やけがの事務手続きと処理</li> <li>・安全点検の実施と事後処理</li> </ul>
保健組織	学校保健安全計画と組織活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健（安全）計画の作成</li> <li>・保健指導の全体計画</li> <li>・学校保健委員会の計画と実施に関する協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校安全計画作成における資料提供などを含めた協力</li> <li>・学校保健委員会へ保健室経営の視点からみた安全に関する情報の提供</li> </ul>
環境衛生	学校環境衛生活動への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校環境衛生活動実施計画への参画</li> <li>・学校薬剤師の行う検査活動の準備、実施事後措置に対する協力</li> <li>・地域の環境衛生活動に関する情報の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校環境衛生活動と安全管理との機能的連携</li> <li>・水飲み場、手洗い場、足洗い場、便所などの清掃と設備と安全性の確認</li> <li>・給食室の設備の衛生管理と安全点検</li> <li>・プール内の安全点検</li> </ul>

＜近年の養護教諭の動向は＞

(三木 とみ子 続き)

### 1. 中央教育審議会答申・学校保健安全法の精神を、子どもたちへの実践に活かす

50年ぶりに学校保健法は一部改正され「学校保健安全法」となり、平成21年4月1日に施行された。ここに至った経緯を検討する。養護教諭に関わる答申は、昭和47年、平成9年保健体育審議会答申として過去2回出されている。そのたびに我が国の養護教諭の制度や資質向上に関する施策が打たれ大きくその歴史が変わってきた。このこととの関連を念頭に今回の答申を捉える必要がある。

中央教育審議会答申における養護教諭の職務に関する提言は、8項目ある。(表2.4.1.2) これらの項目から、養護教諭は、学校保健活動の中核的役割が与えられ、学校内外のコーディネーターとして、いじめや児童虐待などの現代的課題に立ち向かって、保健室をしっかりと経営しつつ、健康相談活動を積極的に行なうことが期待されている。

### 2. コーディネーターの役割と企画力・実行力・調整能力

近年の子ども達の複雑な健康問題の解決に当たっては**学校のみ**の抱え込みから**地域の関係機関の連携なし**では**対応しきれない**状況となっている現状である。よって、学校においては健康の保持増進に係わる専門家である**養護教諭**は当然のことながらその**調整的役割**を担う**コーディネーターの役割**を担うことになる。

### 3. 今後、養護教諭に求められる資質能力

前述のとおり、中教審答申では、子ども達の健康問題に関わる関係教職員や関係機関との連携を図るためにコーディネーターとしての役割を明記している。そこで、今後必要となる養護教諭の力量を以下述べる。

#### ① コミュニケーション力

学校において解決すべき健康課題に向かって多くの関係者がそれぞれの価値観で取り組む場合に欠かせないのがコミュニケーション力であろう。「話すタイミング」、「話す環境」、「話す相手の心身の状態」等を念頭におきつつ話す技術いわゆるコミュニケーションスキルの向上が必要になる。

#### ② 交渉力の向上

学校保健活動推進の中核的役割を担ううえで、保健活動の取り組み等を円滑にしかも効果的に実施するための「交渉力」が不可欠である。相手の立場を理解しつつも、活動の目的やこちらの意図することが伝わるような交渉する力が従来以上に必要になってくる。

#### ③ 根拠(エビデンス)を持って説明できるためのアセスメント力と記録及び分析力

激動する社会で学校はさまざまな変化に円滑な対応が求められる。例えば、日々の保健室来室者に「なぜ救急車を要請しなかったのか(又は要請したのか)」「なぜ、保護者の迎えではなく一人で帰宅させたのか(又は帰宅させなかったのか)」「なぜベッドに寝かせたのか(又は寝かせなかったのか)」等を根拠をもって説明する必要がある。

る。すなわち勘と経験のみではなく専門職として説明できる力が必要不可欠である。そのためには、アセスメントは個人に対するアセスメント、例えば、①フィジカルアセスメント（身体を中心に）、②心理的アセスメント（自己概念など自分自身の状態）③社会的アセスメント（他者との関係）④生活習慣アセスメント（生活の状態）が必要である。さらに、個人のもならず学校全体の集団を対象とした健康アセスメントも必要となる。当然これには「記録」をとり、その変化を累積した記録とその分析力も必要となってくる。

#### ④ 自身の指導力と指導者のサポート力

中教審答申の養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師に関する提言及び学校保健安全法第9条等の規定と通知では、**養護教諭は最新の知識技術をもった指導力が必要**となる。さらに学校医などへのサポートをするような記述がある。養護教諭は専門職として教育職員として「わかる授業」「できる喜び」「学ぶ楽しさ」を味わうことが何よりも子供たちの健康行動実践につながるものとする。

#### 4. 養護教諭の行なう健康相談活動とは

平成9年の保健体育審議会の答申から、養護教諭の行なう健康相談活動が定義され、今回の中教審答申でも、「養護教諭の行う健康相談活動がますます重要」と強調された。この養護教諭の行う健康相談活動とはなんだろうか。（表2.4.1.4.）

健康相談活動とは、**養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う活動**である。

保健室の来室する児童・生徒は、身体的訴えで、何となく、あるいは、不安になり話し相手を求めて、などの多様な理由を有している。これらは、健診結果への事後の「健康相談」のように計画的に行なうものではなく、日常随時、保健室で遭遇することである。中教審答申でも示されているように、保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人ものにも上るのである。ここで、**養護教諭が有すべき資質・能力**とは、「心の健康問題と身体症状」に関する知識理解、観察の仕方や受け止め方、確かな判断力、解剖生理学的知識（体の構造と働き）、心身医学的知識、発育発達課題の理解、カウンセリング能力、観察力、看護学的技術、などである。

#### 5. 期待される保健室ネットワークの確立

以上述べてきた保健室と養護教諭の重要な役割は、従来からの業務をひとりで、孤立して行なうことでは果たすことができない。上記に述べた**資質を磨き、健康相談活動を活発に行い、養護教諭の交流や情報交換が可能で、適切な専門家のアドバイスを受けることができる保健室ネットワークが、期待されている。**

表2.4.1.2 中央教育審議会答申の養護教諭に関する提言や指摘8項目

1. 中核的役割を冒頭に記述
①養護教諭は、学校保健活動の推進に当たって中核的な役割を果たしており、現代的な健康課題の解決に向けて重要な責務を担っている。(中略)子どもの保健室の利用者は、1日当たり小学校41人、中学校38人、高等学校36人であり、 <b>養護教諭の行う健康相談活動がますます重要</b> となっている。また、 <b>メンタルヘルス</b> やアレルギー疾患などの子どもの現代的な健康課題の多様化により、医療機関などとの連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっている(中略)。そのため、養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要である。
2. 養護教諭の職務と役割を整理、コーディネーターの役割の明記
② 養護教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の養護をつかさどる」と定められており(中略)、現在、救急処置、健康診断、疾病予防などの保健管理、保健教育、健康相談活動、保健室経営、保健組織活動などを行っている。また、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校医、学校歯科医、学校薬剤師スクールカウンセラーなど学校内における連携、また医療関係者や福祉関係者など地域の関係機関との連携を推進することが必要となっている中、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある。(後略)
3. 養護教諭の研修に関する記述
③ 養護教諭が <b>子どもの現代的な健康課題</b> に適切に対応していくためには、常に新たな知識や技能などを習得していく必要がある。(後略)
4. 退職養護教諭の活用
④ (前略) 現職養護教諭の育成や支援体制の充実を図るため、経験豊かな退職養護教諭などの知見を活用することについて検討を行うことが必要である。
5. 養護教諭の力量形成
⑤ <b>深刻化する子どもの現代的な健康課題の解決</b> に向けて、学級担任や教科担任等と連携し、養護教諭の有する知識や技能などの専門性を保健教育に活用することがより求められている(後略)。
6. 養護教諭の複数配置などの「記述」
⑥ <b>保健室へ入室する子どもの心身の健康課題が多様化</b> しており、また、入室者が多い上に、一人当たりの対応時間も増加しているため(中略)、また、特別な配慮を必要とする子どもが多い状況にあり、学校、家庭、地域の関係機関との連携の推進が必要であることから、養護教諭の複数配置の促進などを図ることが必要である。(後略)
7. いじめや児童虐待への対応と養護教諭
⑦ 近年、 <b>社会的な問題</b> となっているいじめや児童虐待などへの対応に当たっては、すべての教職員がそれぞれの立場から連携して組織的に対応するための校内組織体制の充実を図るとともに、家庭や、地域の関係機関等との連携を推進していくことが求められている。 <b>養護教諭はその職務の特質からいじめや児童虐待などの早期発見・早期対応</b> を図ることが期待されており、国においても、これらの課題を抱える子どもに対する対応や留意点などについて <b>養護教諭に最新の知見を提供</b> するなど、学校の取組を支援することが求められる。
8. 保健室経営の充実に関する提言
⑧ (前略) 学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることが求められる。(中略) また、 <b>養護教諭が充実した健康相談活動</b> や救急処置などを行うための <b>保健室の施設設備の充実</b> が求められる。

表2.4.1.4. 答申にみる健康相談活動・健康相談の区別

解釈の視点	養護教諭の行う健康相談活動	健康相談
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康相談活動は、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし児童生徒の様々な訴えに対して常に心的な要因や背景を念頭に置いて、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う活動である。（平9保体審答申）</li> <li>○「養護教諭の行う健康相談活動がますます重要」中央教育審議会答申（平成20年1月17日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「学校においては、児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うものとする」（学校保健安全法第8条）</li> </ul>
根拠	教育職員免許法施行規則第9条	学校保健安全法 8条
内容（特徴）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護教諭の職務の特質を生かす</li> <li>○保健室の機能を生かす</li> <li>○常に心的な要因を念頭</li> <li>○連携を生かす・心と体への対応</li> <li>○カウンセリングの機能を生かす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的に実施する</li> <li>○対象の者の把握は日頃の健康観察や健康相談</li> </ul>
対象者の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的訴え</li> <li>○保健室来室者の訴え</li> <li>○何となく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診断結果</li> <li>○欠席がち</li> <li>○保健調査の結果</li> <li>○日常の健康観察結果</li> </ul>
場 所	・主として保健室	・主として保健室
対応の機会	・主として随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法第9条保健指導の前提 第8条の健康相談</li> <li>・計画的</li> </ul>
求められる資質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「心の健康問題と身体症状」に関する知識理解</li> <li>○観察の仕方や受け止め方</li> <li>○確かな判断力</li> <li>○解剖生理学的知識（体の構造と働き）</li> <li>○心身医学的知識</li> <li>○発育発達課題の理解</li> <li>○カウンセリング能力</li> <li>○観察力</li> <li>○看護学的技術（平成9年保体審答申）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養護教諭はその対象の把握、日程の調整連絡等</li> <li>○健康相談の実施</li> <li>○健康相談活動、保健指導との連携</li> </ul>
担当者	・養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師・養護教諭</li> <li>・学級担任</li> </ul>

## 2.4.2. これからの保健室経営について

愛知教育大学 後藤 ひとみ

### 2.4.2.1. はじめに

保健室の役割を考えると、子どものための保健室であり、教育活動を支えるために機能する保健室であることが重要である。

学校保健安全法における「保健室」の役割は、以下の通りである。

#### 第2章 学校保健

##### 第1節 学校の管理運営等

##### (保健室)

第7条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、**保健室を設けるものとする。**

このうち、「保健指導」、と「その他の保健に関する措置」の箇所は、旧・学校保健法にはなかった新しい規定である。「その他の保健に関する措置」は保健室登校などが例に挙げられる。

この保健室の機能を十分に発揮させるには、保健室経営が重要であり、そのため保健室経営計画が欠かせない。

保健室の機能として不可欠なものは、以下のとおりである。

- ①個人及び集団の健康問題・健康課題を把握する場としての機能
- ②けがや病気などの児童生徒等の救急処置や休養の場としての機能
- ③健康診断、発育測定などを行う場としての機能
- ④心身の健康に問題のある児童生徒の健康相談、保健指導などを行う場としての機能
- ⑤健康情報の収集、管理、活用を行う場としての機能
- ⑥健康教育推進のための調査及び資料等の収集、保管、活用などを行う場としての機能
- ⑦疾病や感染症の予防と管理を行う場としての機能
- ⑧児童生徒等の保健活動を行う場としての機能
- ⑨組織活動を推進するためのセンターとしての機能

### 保健室における危機管理

危機管理とは、事件や事故、災害等、危機的状況に対処するため、危機の予知・予測と未然防止から発生時の対応、事後の対応及び再発防止までを含めた一連の活動である。学校における危機管理には、「事前の危機管理（リスクマネジメント）」と事後の危機管理（クライシスマネジメント）」の2側面がある。

## 学校保健安全法による学校安全の考え方（平成20年7月9日の局長「通知」より）

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等（以下「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処する。

- 「加害行為」には、いじめや暴力行為など児童生徒同士による傷害行為も含まれるため、子どもが加害者になることもある。よって、情報収集を正確に行い、記録をしっかりとるようにすることが大切である。これらは、**保健室でみつけられる**ことがあることに留意し、**養護教諭による救急処置、健康相談活動において早期発見、早期対応**を行なうことが求められる。
- 「事故、加害行為、災害等」の「等」としては、施設設備からの有害物質の発生も挙げられている。
- 学校においては、生活安全（防犯を含む）、交通安全及び災害安全（防災）に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められている。保健室の中でも危機管理という意識で対応しなければならない。養護教諭も、積極的に学校安全にかかわっていく時代になっている。しかし、**生活安全などをめぐる現代社会の変化は想像以上に早く、子どもたちへの犯罪や危険の接近を、早期に気づいて対処するのは、十分な知識、経験、スキルが必要である。**これらをサポートするマニュアル、事例集や、養護教諭がいつでも相談できる保健室ネットワークの存在が望まれる。

## 2.5. 面接調査（国内、韓国、米国、国内ケータイ関連事業者）

### 2.5.1 実施日

1. 平成21年12月11日（熊本）
2. 平成22年1月11日（韓国・ソウル）
3. 平成22年1月18日（米国・Laguna Hills）

### 2.5.2 対象

1. 熊本県内の小・中・高の養護教諭 計8名
2. 韓国保健教師協会会長、韓国保健教師協会理事3名、ソウル大学准教授 計5名
3. 米国Cyber Crime Investigations、ハンブルグ工科大学、オット・フォン・ゲーリック・マグデブルグ大学研究者

### 2.5.3 要約

#### 2.5.3.1. 熊本での面接調査

携帯電話のフィルタリングは約半数にしか適用されていない。また、子どもたちも、フィルタリングを嫌がるため、やりにくい。しかし、フィルタリングをかけないことによって、出会い系サイトなどで痛い目にあっている。また、痛い目にあっても、またやってしまう子もおり、問題である。さらに、携帯電話などの技術の進歩に教員側がついていけない、有害なサイトが作ってはなくなる、のいたちごっこのため、指導が難しいといった現状がある。

携帯電話による負の側面は、犯罪やいじめによる肉体的・精神的ダメージだけではなく、携帯依存、昼夜逆転といった生活習慣や学業にも影響を及ぼしている。

保健室でのネット環境はあまり整っていない（小学校）。子どもの出入りが多いため、パソコンがあっても、見られる時間はなかなか無いが、空いた時間にサイトの監視を行うことが出来る。

提案する保健室ネットワークがあれば、活用したいが、忙しい養護教諭にとって、入力フォーマットを出来る限り簡単に記入できるような工夫が必要である。同様に、ネットワークの情報の中から、的確に欲しい情報が取り出せるようになっていると使い勝手がいい。しかし、このネットワークで、危険なネットのURLが分かるだけでも大きい。サイトはどんどん増えていくし、一人だけの情報では追いきれない。また、医師などの協力を得て、掲示板などで相談できるシステムがあるといい。

### 2.5.3.2. 韓国での面接調査

韓国では、**学校暴力**がきわめて重要になっており、**2009年**に「**学校暴力防止法**」と、それに基づく「**学校暴力予防法施行令**」を制定した。教育省では、「**学校暴力予防対策基本5ヵ年計画**」を策定し、さらに、「**教師用学校暴力対処要領**」と「**父母用学校暴力対処要領**」を編集して、現在、広範囲に普及しているところである。

韓国では**厳しい入試**による**ストレス**や**離婚率の高さ**、**インターネットの普及**など、**精神衛生**に悪い影響を与える要素が日本よりも多い。また、学校では入試で必要な科目を重視するなど、入試を突破するための教育になっており、事件が起こっても事後処理やもみ消しなどの問題が起こっている。そのため、韓国では、出会い系サイトなどの取締りを法整備によって、取り締まろうとしている。

韓国でも、担任には話しにくいことも、**保健教師**（日本の**養護教諭**）には話しやすい傾向がある。しかし、子どもの危険を発見するのは、小学校では担任、中学・高校は、生徒指導の先生が主であり、今のところ、補助的な役割にとどまっている。保健教師1人当たりの児童生徒数が日本より倍以上多い。保健教師不在の学校も多い。

中学・高校では携帯が禁止されているが、メールやブログなどへの書き込みトラブル、出会い系サイトの問題は韓国でも問題になっている。なかには、ネットカフェに行つてまでやっている子どももおり、深刻化している。

離婚率の高さなど、**片親・再婚**といった**家庭環境**に問題があるケースが多く、**児童虐待**の問題は非常に多い。また、近年、**小学校高学年**などから、**いじめ**の問題も増えている。

**個人情報**を保護するというにはなっているが、**ルール**はない。また、**子どもの事例**についての発表は、**名前は匿名**にすれば可能で、許可を得る必要はない。

#### 韓国における「きれいな情報社会」に関する教育

GSMA, MSRI, KTF らの調査では、青少年の携帯電話利用について親が心配しているか否かを調査している。その結果、韓国で心配している親は10%未満で最も低く、他の4カ国（日本、中国、メキシコ、インド）は20~50%であった。日本文科省の「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」では更に高い数値が出ている。

韓国では日本の総合的な学習にあたる「**裁量活動**」という時間が設定されている（小学校では68時間／年、中学校では136時間／年）。基本的には各学校の裁量に任されている「**裁量活動**」において、小学校3・4年生あたりで情報モラルをしっかりと学習させている<sup>(1)</sup>。マンガを交えて親近感のある教科書みられ、パソコン・インターネット・携帯電話の利用に関して、ルールを学ぶ構成になっている。

GSM Association, Mobile Society Research Institute, KTF共同による「韓国、中国、日本、インド、メキシコにおける青少年の移動体通信の利用動向に関する調査」によると、韓国では12歳までに87.7%の子どもが携帯電話を所有するようになる<sup>(4)</sup>。

### 2.5.3.3. 米国での面接・資料収集調査

岐阜医療科学大学の高田宗樹（研究分担者）は平成22年1月18日に、アメリカ合衆国カリフォルニア州へ赴き、アメリカ合衆国において子どもに係わるネット犯罪に関する研究動向の調査を行った。Cyber Crime Investigations (Laguna Hills, CA 92653-6017) ではFight Crime: Invest in Kidsやニューハンプシャー大学Crimes against Children Research Centerなどの取り組みの概要について説明を受け、B Middleton監修の洋書"Cyber Crime Investigator's Field Guide" の提供を受けた。

また、San Jose において、ハンブルグ工科大学のT. Gernothやオット・フォン・ゲーリック・マグデブルグ大学のE. Herrmannらから研究資料の提供を受けた。

### 2.5.4. 子どもの安全にかかわる、ケータイ事業者及び関係団体への調査

松沼 正平（名古屋産業科学研究所 上席研究員）

#### 2.5.4.1. 調査方法等

事業者及びその加入団体に訪問面談を申し込み、訪問できなかった場合はホームページを閲覧した。

#### 2.5.4.2. 調査対象

- ・電気通信事業者協会
- ・インターネット協会
- ・NTT ドコモ
- ・KDDI au
- ・ソフトバンクモバイル

#### 2.5.4.3. 現状

各事業者とも「子どもの安全」が現在の社会的テーマである。したがって各社とも、これに対する取り組みの姿勢と実績で自社に対する評価につながりかねないと考えているようである。各社ともホームページの第一画面、すなわち最もアクセスしやすいと考えられる処に「子どもの安全」に関わる自社の取り組みを載せている。

文科省・総務省・各事業者・関連協会が協力して取り組んでいるものに「e-ネットキャラバン」がある。これには、上記のように文部科学省、総務省が加わり、電気通信事業者協会（ドコモ、KDDI au、ソフトバンクモバイル等事業者はこの協会を通じて参加・協力）、インターネット協会、テレコムサービス協会、マルチメディア振興センタ、ケーブルテレビ連盟、日本インターネットプロバイダ協会等、関係者のほぼすべてが加わっている。このキャラバンは、保護者・教員を対象としており、保護者・教員に対する啓蒙によって子どもへの働きかけが強化され、子どもの安全に繋がるとの考えである。

## 個々の事業者の独自の活動

### NTT ドコモ

「ケータイ安全教室」及び著名人を講師とした「みんなの特別教室」等を、小・中・高の生徒向けに行っている。また年少者向けとして、「モバイル広場」を作成し、わかりやすく問題に認識を深めるようにしている。

また、同社の子会社である NTT ドコモ・モバイル社会研究所では、広く使いやすい教材として「みんなのケータイ」を編纂している。

このほか、慶応大学 田中准教授を中心として世界 5 カ国の事情をまとめた「世界の子どもとケータイコミュニケーション」を刊行。

### KDDI・au

KDDI・au は、「見つめよう子どものケータイ」とテーマで、対象として両親を中心に子どもを加え、教育・啓蒙のプログラムを展開している。

また、2010 年 3 月 28 日(日)にシンポジウム 2010「子どもを取り巻くケータイ・インターネット社会について考える」を実施する。

### ソフトバンクモバイル

ソフトバンクモバイルは、「ケータイあんしん BOOK」を発行。また NPO 法人企業教育研究会との共同プロジェクトで「考えよう、ケータイ～情報モラル授業プログラム」を行っている。これは教育現場で先生方から授業として実施してもらうものである。

また、家庭・学校・事業者によるセミナーも積極的に行っている。

#### 2.5.4.4. これからの課題

このように事業者及び関係団体は、意欲的に「子どもの安全」に取り組んでいる。しかしこれらの施策は、子どもの実態を調査した結果まとめたものと思われるが、ほとんどが「大人の眼から見た」現状とその対策であるように見える。

現在東京都は、都下のすべての小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク」を開設し、別紙のようなチラシを全児童・生徒に配布している。これは子どもの声を取り上げ、実態に即した対策を建ててゆこうとする注目すべき取り組みであると考ええる。

同様に警視庁も、把握している犯罪・被害等の情報をもとに「ケータイ・インターネットと子ども達」をホームページに展開し、事態の広報と保護者・教員の啓蒙をはかっている。

今後の課題として、ケータイ・インターネットというバーチャル社会を、子どもの接点となっている部分に光を当て、現実を的確に把握することに、保護者・教員・官界・自治体・学会・事業者・企業・業界団体が協力して当たる必要があると考える。



## ネット・ケータイの相談窓口

# 東京子ども ネット・ケータイ ヘルプデスク

**これって、なに？**

- インターネットや携帯電話でのトラブル（ネットいじめ、架空請求、不当請求、チェーンメール、出会い系サイトなど）で「どうしよう…」とこまっている青少年のための相談窓口です。
- 相談は**無料**です。

**どんな人が相談できるの？**

- トラブルに巻き込まれてこまっている**青少年**（小学生から高校生くらい）、その**保護者・学校関係者**など。
- 子どもに、インターネットや携帯電話を使わせるかどうか検討している保護者、子どもにどのように使わせたらよいか悩んでいる保護者など。

**うまく話せないかもしれないけれど、だいじょうぶ？**

- 知識と経験が豊富な相談員が、ていねいに聞いてくれるので**安心**です。

**ひとりでなやまず、相談してね!!**

電話相談	インターネット相談
<b>電話番号</b> <b>☎03-3500-5181</b> ○月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで ※相談員に直接相談できます	<b>ホームページ</b> 「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク」のホームページから相談ボタンをクリック <a href="http://www.tokyohelpdesk.jp/">http://www.tokyohelpdesk.jp/</a> ※24時間受付けます



東京都

## 2.6. 文献調査（諸外国における子どもへのネット犯罪に関する調査研究）

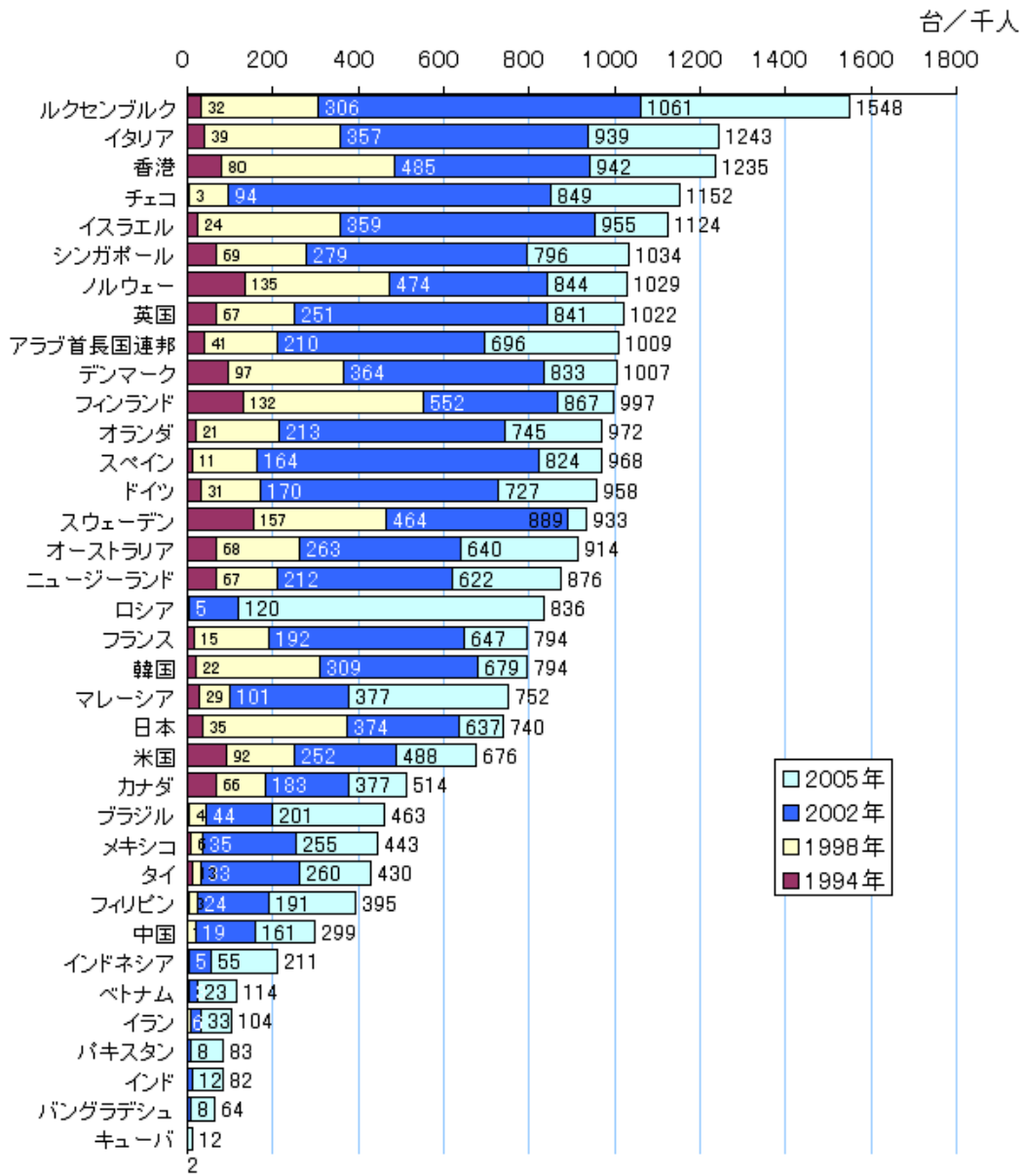
岐阜医療科学大学 高田 宗樹（翻訳協力：愛知医科大学 高田 真澄）

Willard(2007)によるとネットいじめとは「インターネットやその他のデジタル機器を用いて害のある残酷なものや言葉を送ったり公開したりすることであり、ネット上での社会的な攻撃」と定義している。その著書ではネットいじめから子どもを守る定石として、「子どもが小さいうちは、安全な場所でのみインターネットを利用させ、わかりやすくインターネットのルールを教え、十代になったら独立してネット上で適切な選択ができるように、知識と技能を身につけるよう育てるべきだ」と述べている。

日本ではネット犯罪が生じる要因として、子どもの携帯電話の利用や携帯電話によるネット利用が問題視されている。図2.7.1は人口1000人あたりの携帯電話契約台数である。第1位のルクセンブルグは総人口43万人程度であるが、人口比の4分の1にあたる13万2744人がフランス・ベルギー・ルクセンブルグから「通勤者」と呼ばれる人々が通勤する。従って、65万台の携帯電話のうち13万台程度が通勤者の携帯電話と考えられ、その他の携帯電話は、国民が子どもから高齢者まで誰しもが所有し、大人の多くは一人あたり平均2台所有している可能性がある。一方、世界的にみれば日本の携帯電話の普及はかなり遅れている。この普及の遅れから、ネットいじめや不正請求といったネット犯罪への対処も遅れ、未だに多くの問題を抱えていると考えることができる<sup>(1)</sup>。

子どもへの普及に関しては、子どもの携帯電話等の利用に関する調査(文部科学省、平成21年2月25日)によると、(小6, 中2, 高2)の児童・生徒のうち(24.7%, 45.9%, 95.9%)が所有している。小学生は安全のために親が子どもに与えている場合が多いものの、中高生の多くは所有理由について「友達を持っているから」と答えており、明確な理由がないまま所有している傾向がある。米国の10歳代の若者のうち約60%が携帯電話を所有しており、日本と同じくネットいじめや精神衛生上の問題、眼精疲労などが問題点として挙げられている<sup>(2)</sup>。Advertising Age, American Demographics(2007)によれば、米国における青少年の携帯電話所有率は日本のそれと同程度であるが、携帯電話のネット犯罪への関与はそれほど深刻になっていないようだ。図2.7.2～図2.7.5は日米こどものインターネット利用調査(2007)<sup>(3)</sup>からの引用であるが、親子ともども、米国に比べて日本はパソコンリテラシーに関する初心者が多い。また、親子とも米国の方が子どものインターネット利用を見守っている結果となっている。

携帯電話普及率の推移(国際比較)



(注) 携帯電話普及率 = 人口1000人当たり携帯電話契約台数。  
 (資料) 世銀WDI2004(原資料はITU)、2005年は直接ITU資料から

図2.7.1 人口1000人あたりの携帯電話契約台数

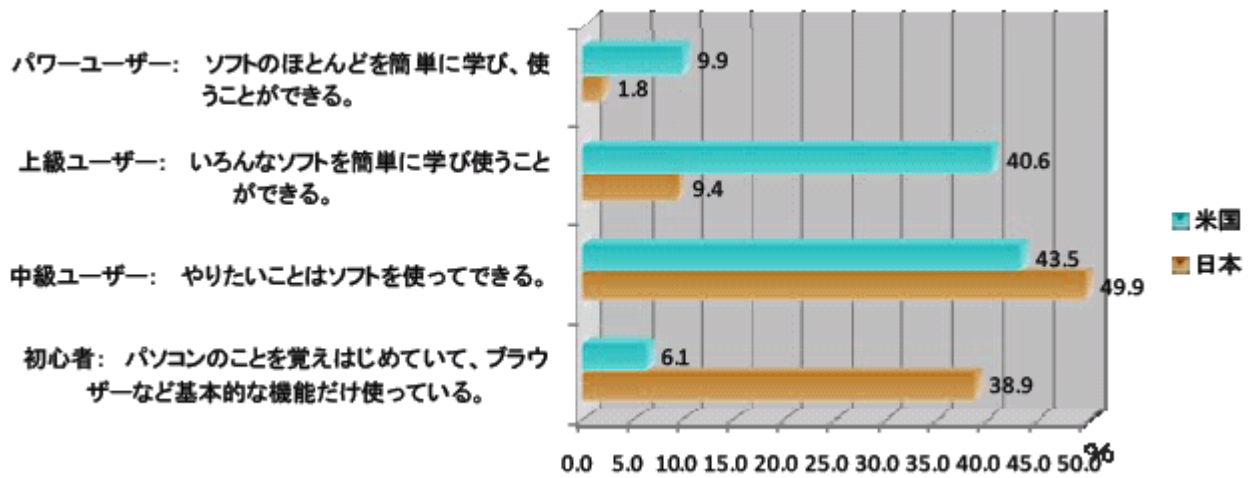


図2.7.2 親のパソコンリテラシーに関する日米比較<sup>(3)</sup>

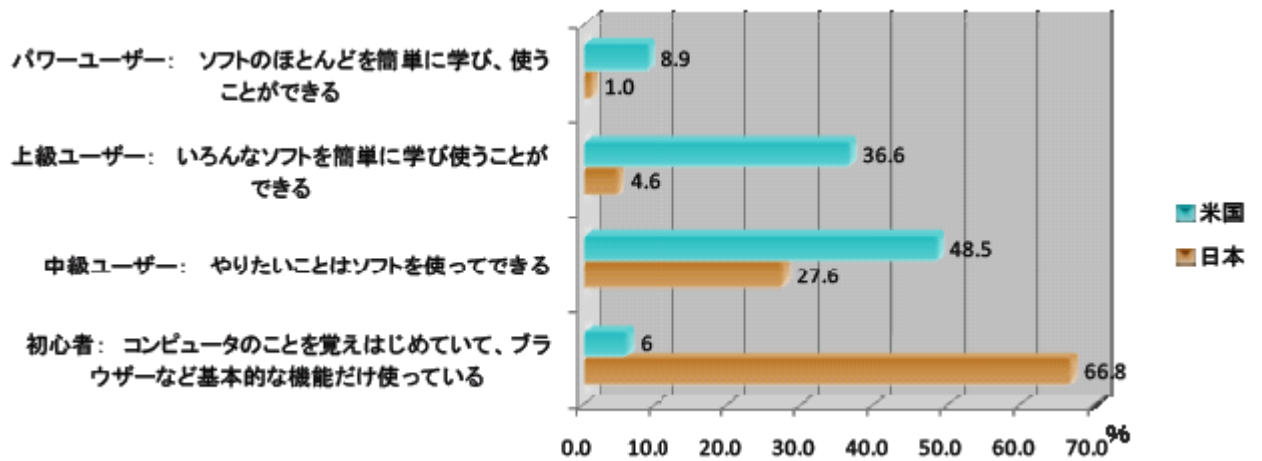


図2.7.3 子のパソコンリテラシーに関する日米比較<sup>(3)</sup>

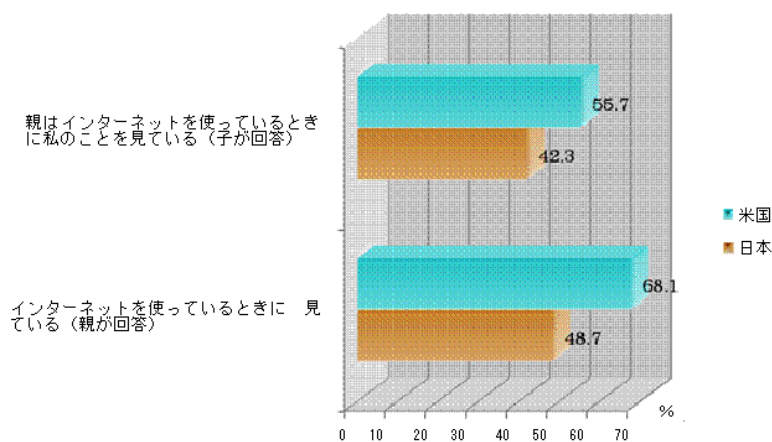


図 2.7.4 「インターネット利用の様子を見ているか」に関する親子の日米比較<sup>(3)</sup>

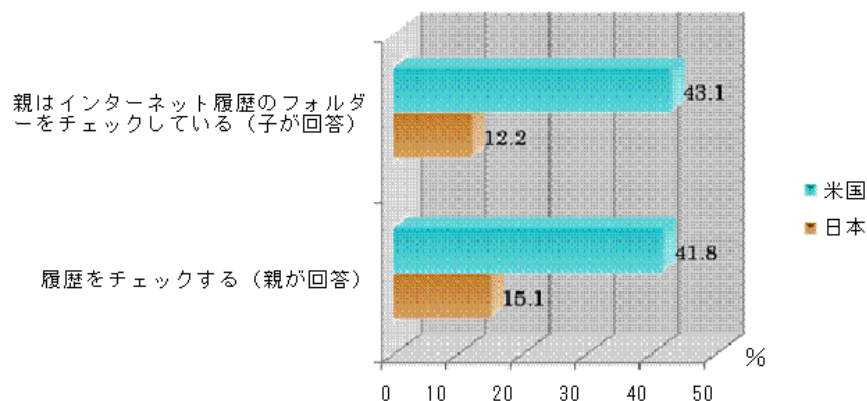


図2.7.5 履歴チェックに関する親子の日米比較<sup>(3)</sup>

a. 非営利団体Fight Crime: Invest in Kids<sup>(4)</sup>による実態調査およびネットいじめの防止プロジェクト

ネットいじめの問題は深刻さを増しており、米国で新学年が始まる9月以降の1年間に、少なくとも1300万人の子どもたちがその被害に遭うことになるだろうと、同団体は訴えている。Darrel Stephens氏(ノースカロライナ州シャーロットの警察署長)はネットいじめの被害は拡大しており、被害を受けた子どもたちとその家族にとっては深刻な問題になることもあると指摘した<sup>(6)</sup>。また、Mark Shurtleff氏(ユタ州司法長官)は、卑劣なもの、脅迫まがいのもの、恥をかかせるものなど、さまざまなメッセージがインターネットおよび携帯電話などのポータブル機器経由で送りつけられ、「新学期に学校に戻る子どもたちを待ち受ける悪質な脅威となっている」と述べている(補遺・事例)。

同団体やPew Internet & American Life Project<sup>(7)</sup>は1000人の若者を対象に実態調査を行った。年長グループ(12歳から17歳)の3人に1人、年少グループ(6歳から11歳)の6人に1人がネットいじめの被害に遭ったことがある。また、年長グループの10%、年少グループの4%は、身体的危害を加えるとの脅迫をオンラインで受けたことがあると訴えている。しかし、年少グループの約半分、さらに年長グループの70%は、いじめを受けたことを保護者にまったく話さなかったという。

Fight Crimeは「子どもたちを守る第一線に立つのは親の役目だ」として、保護者向けに10項目のアドバイス<sup>(8)</sup>を公開している。ここには、匿名で行われることが多く、エスカレートしがちなオンラインでのいじめから自分の子どもを守るのに役立つヒントが挙げられている。「さらに議会からの支援も必要だ」として、2005年2月にJohn Shimkus下院議員(イリノイ州選出、共和党)が提出した法案<sup>(9)</sup>を成立させるよう求めた。議会の側も、オンラインにおける子どもたちの安全を守る取り組みを数カ月前から最優先事項の1つに据えている。ただし従来、こうした取

り組みは子どもを狙う成人犯罪者からの脅威に重点を置いたものだった。実際、図書館員や市民的自由の擁護派からの反対にもかかわらず、米国政府より一定の補助金を受けている学校や図書館のコンピュータから、未成年者が「チャットルーム」および「ソーシャルネットワーキングサイト(SNS)」にアクセスできないようにすることを事実上義務づける法案が、下院で圧倒的多数により可決されている（補遺・法案）。

#### b. ネット絡みの**性犯罪**に関する調査研究とその処方

米ニューハンプシャー大学 Crimes against Children Research Center の研究によると<sup>(9)</sup>、ネット絡みの性犯罪の多くは一般的な通念と異なり、未成年者になりすました犯罪者が幼児をおびき出して誘拐や暴行を働くというようなものではなく、むしろ自らが成人であること、性的関係を持つことが目的であることを最初から明確にした上で、ティーンエイジャーを時間をかけて誘惑し、恋愛を装った上で暴力行為を働くものであることが分かった<sup>(11)-(12)</sup>。この研究では、2000年と2005年の2回、10歳から17歳のネットユーザ3000人を対象に電話インタビューを行った<sup>(13)-(18)</sup>。また、連邦や州、ローカルといったアメリカの各レベルの警察機構の構成員にも600回以上のインタビューを行った。これらのインタビューから得られた結果やその他のデータを元に分析したところ、性犯罪者がティーンエイジャーを装ったケースは全体の5%に過ぎないこと、被害者のうち75%近くは、被害に遭う前に数回犯人と会ったことがあること、多くの子供は知らない人間とは会話したがないので、性犯罪者は自分と積極的にオンラインで会話する相手に狙いを付けることなどが分かった。また、Facebook や MySpace といったソーシャルネットワークサイト(SNS)が必ずしもティーンをより大きなリスクにさらすわけではないことも判明した(補遺・調査)。

2007年5月には Roy Cooper 氏（ノースカロライナ州司法長官）を中心に、コネチカット、ジョージア、アイダホ、ミシシッピ、ニューハンプシャー、オハイオ、ペンシルバニアの各州司法長官らが連名で、MySpace.com に対し、数千人の**性犯罪歴者**が同サービスを利用していたとして、その前歴者の氏名・住所などを提出するように求めた。子どもを対象とする暴力的性犯罪の4分の1は再犯者であることが知られており<sup>(1)</sup>、性犯罪歴者の名前や住所を地域に開示する「ミーガン法」がニュージャージー州で成立し、その後、全米各州に広がっている。

英仏や韓国にも同様な法律がある。英国や米国の一部の州では仮出所した性犯罪者に **GPS 所持を義務付け**、24時間監視するシステムもある。フランスでも1998年に性犯罪対策として社会内司法監督措置が導入され、2004年に年少者への凶悪な性犯罪の**再犯防止**と犯人の確認を容易にするため犯罪歴者の住所などの登録されたデータベースをもとに、犯罪歴者に1年に1回、住所の証明などの義務を課す制度が整備された。性犯罪歴者の氏名、住所、犯罪の種類、顔写真などをデータベースに収めて管理している米英仏韓国では、近所に性犯罪歴者がいるかどうかを住民

は知ることができ、再犯を防止できる。また、SNS の中に性犯罪歴者が含まれているかどうかを検索することもできる。My Space では米国内の性犯罪歴者データベースを持つ Sentinel Tech Holdings と協力して同サイトから性犯罪歴を締め出す対策がとられるようである。

#### c. 14 歳未満の子供たちとその親をターゲットにした携帯電話サービス(米国)

米国での携帯電話の普及率は人口のおよそ 69% と高いが、子供たちに電話を販売する余地はまだたくさん残っている。George Grobar 氏(Disney Mobile・ゼネラルマネージャー)によると、米国にいる 10 歳から 14 歳までの子供たち 2400 万人のうち、携帯電話を利用しているのはわずか 24% とのことだ<sup>(19)</sup>。

米国における市場調査によると、親の中には何かあった時のために携帯電話を子供に持たせたいと思いつつも、何ら制限や規制もなく携帯電話を使わせることに不安を感じる人がかなりいる。また、自分の子供に携帯電話を持たせて、必要な時に連絡を取れるようにしたいと考えている親は多い。しかし、そんな親たちの多くが子供たちに携帯電話を買い与えることを控えている。そこで、同国の大手携帯電話会社(Cingular Wireless など)も携帯電話の通話時間を家族どうしでやりくりできるファミリープランを販売している。Cingular Wireless の「FireFly」と呼ばれる携帯電話機には、911 番への緊急発信用ボタンに加え、両親にかけるための電話番号をあらかじめ設定しておくボタンもある。また、最大 20 件の番号を追加登録できる。Verizon Wireless の LG 製携帯電話機「Migo」にも、緊急発信用ボタンの他に、親が設定できる 4 つのボタンが付いている。こうした機種は、親が利用代金と子供たちの通話を制限しながら、いつでも子供たちと連絡を取れるように作られている。Walt Disney は 2006 年より子供とその親をターゲットに新しい携帯電話サービス Disney Mobile に乗り出した<sup>(18)</sup>。同サービスは安全性や利便性を考えると携帯電話を持たせたいが、子供が携帯電話で何をするか不安に思ったり、月末に高額な利用料を請求されて驚くのではないかと心配したりしている親に向けて開発され、子供が利用する方法と時間を親が細かく設定できる(補遺参照)。

#### 補遺

■事例 Kylie Kenney さん(もうすぐ高校 2 年生になるバーモント州の学生)がオンラインでいやがらせを受けた体験： まず 2 人のクラスメートが「Kill Kylie Incorporated」(Kylie 抹殺会社)という名のウェブサイトを立ち上げ、当時 8 年生(日本の中学 2 年生)だった彼女を脅したり、同性愛者だと中傷したりした。それから間もなく、別のクラスメートが Kenny さんのハンドル名に似た名前でインスタントメッセージに入り、彼女が所属する陸上ホッケーのチームメートに対し、デートなどに誘うメッセージを立て続けに送りつけた。最終的には警察がこの事件

を調査し、いやがらせをした疑いでクラスメートたちは少年審判を受けた。逃げ場がなかった Kylieさんは結局、新しい高校に編入するまで自宅学習することになったが、そのころのことを「あらゆるものが学校までわたしを追いかけてきた」と振り返った。

■調査 **Second Youth Internet Safety Survey (YISS-2)**<sup>(13)-(18)</sup>は、1999～2000年に実施した YISS 1 を発展させたものであり、YISS-1のインタビュー項目から、望まない肉体的欲求、オンラインでの性的誘惑、ポルノ写真の曝露に関する項目を変えて、2005年に米国内で実施したものである。YISS-2は、我々が先行研究で収集した初期データよりもより詳細な項目で追求する。項目内容として性的誘惑、ポルノグラフィーの不必要な曝露にさらされる若者に対する影響とソフトウェアのフィルタリングとブロックングの効力に関するものを追加した。この研究では、研究目標を達成することと、オンライン使用者からよく評価されることをねらいとした。また、YISS-2はオンライン安全策と報告における異なるメッセージの種類に対する若者の受容力に関しても焦点をあてた。調査は1500人の若年インターネット使用者(年齢10～17歳)に電話インタビューを行った。

背景：先行調査のYISS- 1は、多くの重要な結論を導いた。若年インターネット使用者の多くはオンライン上で不必要な性的誘惑、ポルノ写真にさらされていた。ある若者はこれらの曝露によって混乱する者もいた。いくつかの事件は、公共の機関によって調査された。ほとんどの親・子どもは調査されることを知らなかった。そして、ソフトウェアのフィルタリング・ブロックングの使用は拡大していなかった。これらに加えて、我々はある特徴を見出した。高頻度でインターネットを使用する者は、一度も会ったことがなく顔もわからないような者同士でのオンラインコミュニケーションが可能なチャットルーム使用者であり、不必要な性的誘惑、ポルノ写真曝露に接触し多大な危険性にさらされることである。YISS-2の目標はインターネット上の性的犯罪に発展しうる特徴を把握し制御を可能にすることである。

目標・目的

- ・ YISS-1を実施してから、10～17歳の若年層のポルノ写真、性的誘惑、性的嫌がらせにおけるオンライン曝露の頻度が変化したかどうかを決定する
- ・ ポルノ写真、性的誘惑、性的嫌がらせを受ける若年インターネット使用者における影響の評価
- ・ オンラインの使用、ソフトウェアのフィルタリングとブロックングの効果性、その使用と中止の相互要因を評価
- ・ 若者のオンラインにおける危険な行動を減らすことを意図した異なる防止策メッセージの種類に対する捉え方、反応の評価

■法案<sup>(20)</sup> 米国下院が先日ある法案を可決したことを受け、米国内の学校や図書館に設置された公共の PC から、Amazon.com や MySpace などのウェブサイトにはアクセスできなくなる可能性がある。米国下院は米国時間 7 月 27 日、未成年者が公共

の PC を使って「チャットルーム」と「ソーシャルネットワーキングサイト (SNS)」へアクセスできないように設定することを求める法案「Deleting Online Predators Act」を、賛成 410 票、反対 15 票で可決した。未成年者はインターネットを最も熱心に利用するユーザー層でもある。成人は、これらのウェブサイトを利用する際、許可を得てから利用することになる。

■**処方** 親は自分の携帯電話かコンピュータのウェブサイトからこのセンターにアクセスして、音声通話時間やメールなどのサービスの利用を、子供ごとに月単位で制限できる；

- 1) 子供が電話をかけられる番号を制限できる。また、特定の番号からは呼び出せないようにもできる。
- 2) 特定のサービスを利用できる時間を指定できる。子供が利用できないようにすることもできる。
- 3) 設定した枠がいっぱいになると、親と子に警告が送信され、親は枠を大きくしてもいいし、それ以上携帯電話を使わせないことができる。
- 4) プリペイド型のサービスとは異なり、Disney Mobile のサービスには利用時間の制限が適用されない例外が設けられていて、たとえ上限に達しても、子供たちは緊急時に親や 911 番（米国の緊急電話番号）に電話をかけられる。更に、緊急メッセージを家族どうしでやり取りする警告機能もある。
- 5) GPS 機能によって、携帯電話を持っている子供が地図のどの位置にいるかを正確に知ることができる。

#### 参考文献

- 1) 加納寛子：即レス症候群の子どもたち，日本標準，東京，2009.
- 2) Cell Phones, Center on Media and Child Health, 2007.  
<http://www.cmch.tv/mentors/hottOPIC.ASP?ID=70>
- 3) 日米こどものインターネット利用調査(2007/11)(有限責任中間法人 ブロードバンド推進協議会セキュリティ専門部会)
- 4) [http://www.moba-ken.jp/topics\\_e/021009.html](http://www.moba-ken.jp/topics_e/021009.html)
- 5) <http://www.fightcrime.org/>
- 6) Cnet news: “Anticrime group calls for laws to curb 'cyberbullying'”, August 17<sup>th</sup>, 2006.
- 7) <http://www.pewinternet.org/>
- 8) <http://www.fightcrime.org/cyberbullying/10stepslong.pdf>
- 9) <http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c109:H.R.284>;
- 10) <http://www.unh.edu/ccrc/internet-crimes/papers.html>
- 11) [http://www.unh.edu/ccrc/news/Internet\\_MSNBC\\_2\\_19\\_08.pdf](http://www.unh.edu/ccrc/news/Internet_MSNBC_2_19_08.pdf)

- 12) Wolak, J., Finkelhor, D., Mitchell, K., and Ybarra, M. (2008). Online "Predators" and Their Victims: Myths, Realities, and Implications for Prevention and Treatment. *American Psychologist*, 63(2), 111-128 (CV163)
- 13) Ybarra, M. & Mitchell, K. (2007). Prevalence & frequency of Internet harassment instigation: Implications for adolescent health. *Journal of Adolescent Health*, 41(2): 189-195. (CV157)
- 14) Mitchell, K. J., Finkelhor, D., & Wolak, J. (2007). Online requests for sexual pictures from youth: Risk factors and incident characteristics. *Journal of Adolescent Health*, 41, 196-203. (CV155)
- 15) Wolak, J., Mitchell, K. J., & Finkelhor, D. (2007). Unwanted and wanted exposure to online pornography in a national sample of youth Internet users. *Pediatrics*, 119(2), 247-257. (CV153)
- 16) Wells, M., Mitchell, K., & Wolak, J. (2008). How do High Risk Youth Use the Internet? Characteristics & Implications for Prevention. *Child Maltreatment, online first* (<http://cmx.sagepub.com/cgi/rapidpdf/1077559507312962v1>) (CV178)
- 17) Wolak, J., Fionkelhor, D., & Mitchell, K. (2008). Is Talking Online to Unknown People Always Risky? Distinguishing Online Interaction Types in a National Sample of Youth Internet Users. *CyberPsychology & Behavior*, 11(3), 340-343. (CV168)
- 18) For hard copies of the report "Online Victimization of Youth: Five Years Later" and information about online safety for families, contact the National Center for Missing & Exploited Children at 1-800-843-5678, or online at [www.missingkids.com](http://www.missingkids.com).
- 19) <http://www.disneymobile.com>
- 20) [http://news.cnet.com/2100-1039\\_3-6058756.html](http://news.cnet.com/2100-1039_3-6058756.html)
- 21) [http://news.cnet.com/2100-1028\\_3-6099414.html](http://news.cnet.com/2100-1028_3-6099414.html)

(3) ワークショップ、シンポジウム、その他チーム内ミーティングなど

活動報告

平成21年11月28日 ミーティング

場所：日本学校保健学会 沖縄県立看護大学 教育管理棟2階

参加人数：11名

目的・内容：日本学校保健学会に本調査におけるメンバーが集まり、実行可能性調査の今後の分担の確認、意見交換をおこなった。また、日本学校保健学会において、実行可能性調査のプレアンケート調査を行った。

平成21年11月29日 ミーティング

場所：日本学校保健学会 沖縄県立看護大学 教育管理棟2階

参加人数：11名

目的・内容：前日に行ったプレアンケート調査の集計結果、感想などを踏まえ、実行可能性調査の本格研究におけるアンケート調査用紙の意見交換を行った。

平成21年12月11日 面接調査

場所：熊本ホテルキャスル

参加人数：11名

目的・内容：小学校、中学校、高等学校で勤務する養護教諭の先生方に、保健室ネットワーク構築における課題や現状について、意見聴取をおこない、実行可能性について調査を行った。

### 3.2 海外調査活動

期間：平成22年1月11日～1月13日

調査先：韓国・ソウル

目的：韓国学校保健教師協会の役員・ソウル大学准教授からのヒアリング

概要：韓国では、韓国学校保健教師協会会長・役員の名と学校保健研究者のソウル大学准教授との会合をセットしていただき、宮尾克がヒアリングを行なった。

## 5. 成果の発信等

(1) 口頭発表 なし

(2) その他 なし